

【表紙】

| | |
|----------------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年 1 月24日 |
| 【発行者名】 | みずほ投信投資顧問株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 田 中 慎 一 郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区三田三丁目 5 番27号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 商品管理部長 三 木 谷 正 直 連絡場所 東京都港区三田三丁目 5 番27号 |
| 【電話番号】 | 03-5232-7700 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | MHAM株式インデックスファンド225 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 上限 1 兆円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

MHAM株式インデックスファンド225(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

(5) 【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成25年1月24日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(5%、以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

償還乗換えにより、当ファンドの受益権を取得する場合には、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。)で取得する口数については、原則として無手数料とします。ただし、販売会社によっては、別に定める手数料率を適用する場合があります。

(6) 【申込単位】

申込単位は販売会社が別に定める単位とします。

申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

(注) 「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

(7) 【申込期間】

平成25年1月25日から平成26年1月24日まで

申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、取得申込日から起算して4営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由してみずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファ

ンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録
によって行われます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じ、わが国の株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長に重点を置き、積極的な運用を行い、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指します。

<ファンドの特色>

日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指します。

日経平均株価に採用されている銘柄の中から200～225銘柄に、原則として等株数投資を行います。

[日経平均株価とは]

日経平均株価は、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択された225銘柄の平均株価です。

日経平均株価は、市況変動以外の要因（採用銘柄の入替えや採用銘柄の株式分割など）を除去して指数値の連続性を保っており、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として広く利用されています。

日経平均株価の計算式

$$\text{日経平均株価} = \text{採用225銘柄}^1 \text{の株価}^2 \text{の合計} \div \text{除数}^3$$

- 1 採用225銘柄については、原則として毎年1回、10月初めに定期見直しが行われます。また、臨時入替えが行われる場合があります。なお、採用銘柄は一時的に225銘柄未滿となる場合があります。
- 2 みなし額面50円以外の銘柄の株価については、みなし額面50円に換算した株価が用いられます。
- 3 採用銘柄の入替えや採用銘柄の株式分割などがあつた場合には、市況変動以外の要因を除去して指数値の連続性を保つために、原則として、除数の修正が行われます。（当初の除数は、採用銘柄数と同じでした。）

日経平均株価に関する著作権ならびに「日経」および日経平均株価の表示に対する知的財産権その他一切の権利は、すべて日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。当ファンドを日本経済新聞社が保証するものではありません。

日経平均株価の推移 1980年1月～2012年10月



上記グラフは、当ファンドのベンチマークの過去の推移を示したものであり、当ファンドの過去の運用実績を示したものではありません。また、グラフは当ファンドの将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
出所：Bloombergの月次データを基にみずほ投信投資顧問が作成。

日経平均株価 採用銘柄一覧（2012年10月31日現在）

| 技術 | |
|--------------|--|
| 医薬品 | 協和キリン、武田、アステラス、大日本住友、塩野義、中外薬、エーザイ、第一三共 |
| 電気機器 | ミネベア、日立、東芝、三菱電、富士電機、安川電、明電舎、GSユアサ、NEC、富士通、OKI、パナソニック、シャープ、ソニー、TDK、ミツミ、アルプス、パイオニア、横河電、アドテスト、デンソー、カシオ、ファナック、京セラ、太陽誘電、スクリーン、キヤノン、リコー、東エレク |
| 自動車 | 日産自、いすゞ、トヨタ、日野自、三菱自、マツダ、ホンダ、スズキ、富士重 |
| 精密機器 | テルモ、コニカミノル、ニコン、オリンパス、シチズンHD |
| 通信 | スカパーJ、NTT、KDDI、NTTドコモ、NTTデータ、ソフトバンク |
| 金融 | |
| 銀行 | 新生銀、あおぞら銀、三菱UFJ、りそなHD、三井住友トラ、三井住友FG、千葉銀、横浜銀、ふくおかFG、静岡銀、みずほFG |
| その他金融 | クレセゾン |
| 証券 | 大和、野村、松井 |
| 保険 | NKSJHD、MS&AD、SONYFH、第一生命、東京海上、T&D |
| 消費 | |
| 水産 | 日水、マルハニチロ |
| 食品 | 日清粉G、明治HD、日ハム、サッポロHD、アサヒ、キリンHD、宝HL D、キッコマン、味の素、ニチレイ、JT |
| 小売業 | Jフロント、三越伊勢丹、セブン&アイ、高島屋、丸井G、イオン、ユニー、ファストリ |

| |
|---|
| サービス |
| 電通、ヤフー、トレンド、東宝、東京ドーム、セコム、コナミ |
| 素材 |
| 鉱業 |
| 国際石開帝石 |
| 繊維 |
| 東洋紡、ユニチカ、日清紡HD、帝人、東レ |
| パルプ・紙 |
| 王子HD、三菱紙、北越紀州紙、日本紙 |
| 化学 |
| クラレ、旭化成、昭電工、住友化、日産化、日曹達、東ソー、トクヤマ、電化、信越化、三井化学、三菱ケミHD、宇部興、日化薬、花王、富士フイルム、資生堂 |
| 石油 |
| 昭和シェル、JX |
| ゴム |
| 浜ゴム、ブリヂストン |
| 窯業 |
| 日東紡、旭硝子、板硝子、日電硝、住友大阪、太平洋セメ、東海カ、TOTO、ガイシ |
| 鉄鋼 |
| 新日鉄住金、神戸鋼、JFE、日新鋼HD、大平金 |
| 非鉄・金属 |
| SUMCO、日軽金HD、三井金、東邦鉛、三菱マ、住友鋳、DOWA、古河機金、古河電、住友電、フジクラ、洋カン |
| 商社 |
| 双日、伊藤忠、丸紅、豊田通商、三井物、住友商、三菱商 |
| 資本財・その他 |
| 建設 |
| コムシスHD、大成建、大林組、清水建、鹿島、ハウス、積ハウス、日揮 |
| 機械 |
| 日製鋼、オークマ、アマダ、コマツ、住友重、日立建機、クボタ、荏原、千代建、ダイキン、日精工、NTN、ジェイテクト、日立造、三菱重、IHI |
| 造船 |
| 三井造、川重 |
| その他製造 |
| 凸版、大日印、ヤマハ |
| 不動産 |
| 三井不、菱地所、平和不、東建物、東急不、住友不 |
| 運輸・公共 |
| 鉄道・バス |
| 東武、東急、小田急、京王、京成、JR東日本、JR西日本、JR東海 |
| 陸運 |
| 日通、ヤマトHD |
| 海運 |
| 郵船、商船三井、川崎汽 |
| 空運 |
| ANA |
| 倉庫 |
| 三菱倉 |
| 電力 |
| 東電、中部電、関西電 |
| ガス |
| 東ガス、大ガス |

1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

- ・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に を付しています。

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産 （収益の源泉となる資産） | 補足分類 |
|----------------|----------------|------------------------------------|----------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合 | インデックス型 特殊型 |

- ・商品分類定義

| 該当分類 | 分類の定義 |
|---------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国内 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 株式 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| インデックス型 | 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

< 属性区分 >

- ・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

| 投資対象資産 （実際の組入資産） | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|-------------------|-------------------------|-----------------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 （投資信託証券） 資産複合 | 年1回 | グローバル 日本 北米 欧州 | ファミリーファンド |
| | 年2回 | | 対象インデックス |
| | 年4回 | | |
| | 年6回（隔月） | アジア オセアニア | 日経225 TOPIX その他 |
| | 年12回（毎月） | 中南米 アフリカ | |
| 日々 | 中近東（中東） エマージング | | |
| その他 | | | |

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

- ・属性区分定義

| 該当区分 | 区分の定義 |
|-------------------|---|
| その他資産 （投資信託証券） | 目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。 |

| | |
|-----------|--|
| 株式・一般 | 目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式に投資を行います。 |
| 年1回 | 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 日本 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。 |
| 日経225 | 目論見書又は投資信託約款において、日経225（日経平均株価）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

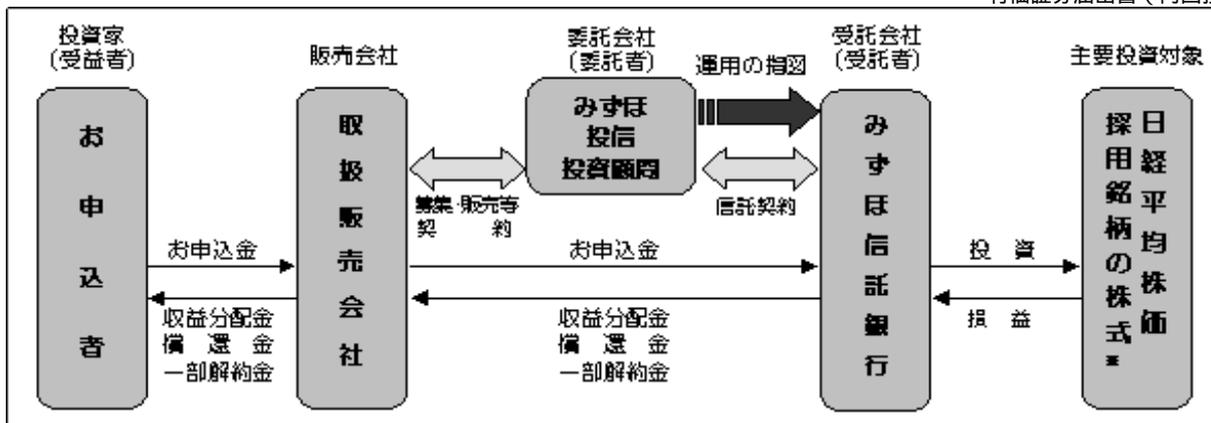
- （注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。
- （注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。
- （注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|-------------|---|
| 昭和60年10月25日 | 信託契約締結、ファンドの運用開始 |
| 平成2年1月16日 | 受益権の再分割（1口 2口） |
| 平成14年9月20日 | ファミリーファンド方式による運用へ移行 |
| 平成19年1月4日 | 投資信託振替制度へ移行 |
| 平成19年7月1日 | ファンドの名称を「株式インデックスファンド225」から「MHAM株式インデックスファンド225」に変更 |

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する運用報告書等の交付等

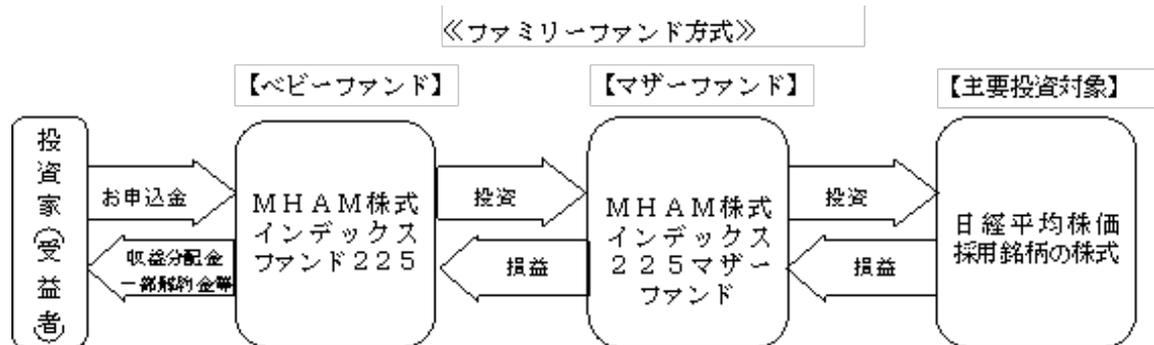
委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

※主要投資対象である日経平均株価採用銘柄の株式には、主として、MHAM株式インデックス225マザーファンドを通じて投資を行います。

ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「MHAM株式インデックス225マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成24年10月末日現在)
2. 会社の沿革

| | |
|------------|--|
| 昭和39年5月26日 | 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立 |
| 平成9年10月1日 | 「株式会社第一勸業投資顧問」 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更 |
| 平成11年7月1日 | 「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更 |
| 平成19年7月1日 | 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更 |

3．大株主の状況(平成24年10月末日現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|------------------------------|-------------------------------------|------------|-------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号 | 1,038,408株 | 98.7% |
| ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー | 米国ニュージャージー州ジャージーシ ティー市ハドソン通り90番地 | 13,662株 | 1.3% |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長に重点を置き、積極的な運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

MHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2．投資態度

投資成果を日経平均株価(225種・東証)の動きに連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

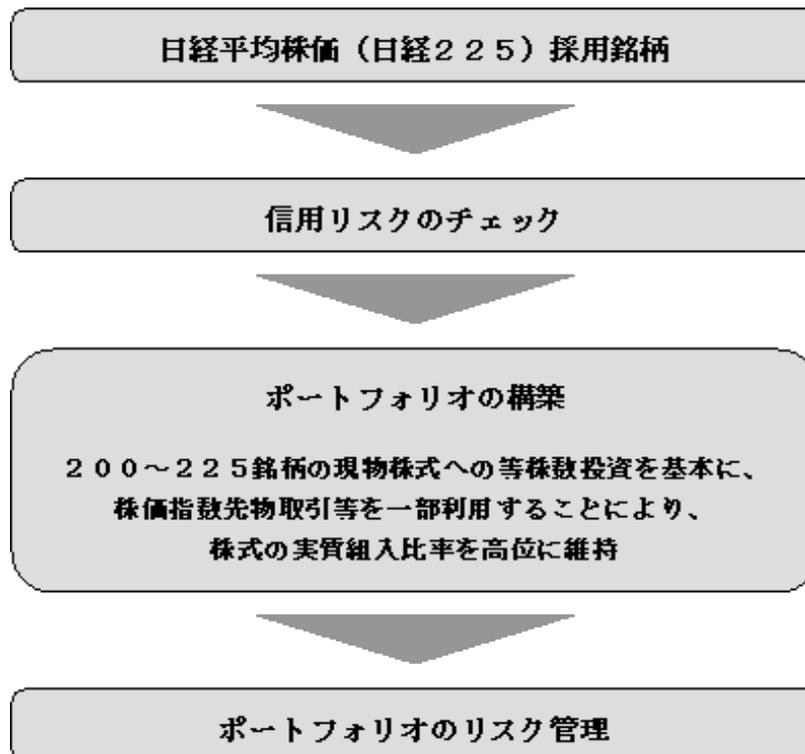
- a．主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券に投資を行います。
- b．投資にあたっては、主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下の方針に基づき運用を行います。
 - ．わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場されている株式のうち総合的な市場動向を反映する日経平均株価(225種・東証)に採用された銘柄の中から200ないし225銘柄に原則として等株数投資を行います。なお、選定銘柄は、原則として変更しませんが、一定時期に見直すことがあります。
 - ．株式の組入比率は、高位を保ちます。
- c．MHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資比率は、高位を保ちます。
- d．非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)
- e．有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロ

セスにより株式への運用を行います。



1. 日経平均株価に対する連動性を勘案しつつ、委託会社独自のクレジット・リスク・モデルなどを活用して、日経平均株価採用銘柄のうち信用リスクが高いと判断される銘柄を投資対象から除外する場合があります。
当モデルは、財務データ等に基づく倒産リスク分析を主体とし、企業規模要因などを加味した上で、信用リスクを測定するモデルです。
2. 日経平均株価採用銘柄のうち200～225銘柄に対して、原則として等株数投資を行います。こうした現物株式への等株数投資を基本に、株価指数先物取引等の一部利用することで、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率を高位に維持し、日経平均株価との連動性の確保に努めます。
3. 日経平均株価の動きと当ファンドの基準価額の値動きの乖離（トラッキングエラー）を日々管理し、修正が必要な場合は速やかにポートフォリオの見直しを実施します。

(2) 【投資対象】

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたMHAM株式インデックス225マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（マザーファンド受益証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第19条第1項各号に掲げる有価証券およびこれらを除く金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券であってこれらに係る権利を表示するものに限り、）をもってマザーファンド受益証券へ投資することを指図できます。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

なお、1.の証券または証書を以下「株式」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。また、の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

有価証券先物取引等

委託会社は、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門(平成24年12月末現在4名)が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時(原則として10月24日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、利子・配当収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する利子・配当収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし利子・配当収益」といいます。))を含みます。)と売買益(評価益を含み、みなし利子・配当収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、利子・配当収益を中心に委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限および約款第21条)

1. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
2. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

非株式[株式以外の資産](約款 運用の基本方針 運用方法 (2) 投資態度)

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の100分の50を超えないものとします。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等(約款第22条の2)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所ならびに外国の取引所における邦貨建株式の株価指数にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差引いた額)を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1. から 4. に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る

組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額を乗じて得た額をいいます。)の範囲内とします。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

資金の借入れ(約款第26条の2)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、組み入れた株式の株価の下落（日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指しているため、当該指数の下落を含みます。）等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する短期金融商品等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

<その他の留意点>

当ファンドは、ベンチマークである日経平均株価（日経225）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘柄の一部を組み入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、株価指数先物取引の最低取引単位の存在、売買約定価格と取引所終値との差による影響、組入銘柄の配当による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより当ファンドの基準価額の騰落率と同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる場合があります。

< 収益分配金に関する留意点 >

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成25年1月24日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

前記の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権または受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。))以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権または受益証券を保有した受益者をいいます。以下同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権または受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権または受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下同じ。)の属する月の

翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の1万口当たりの受益権にかかる申込手数料は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について、原則として無手数料します。ただし、販売会社によっては、当該償還金額の範囲内で取得する口数について、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を適用する場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5775% (税抜0.55%)の率を乗じて得た額とします。

その配分については、以下の通りとなります。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|----------------------|----------------------|----------------------|
| 0.28875% (税抜 0.275%) | 0.18375% (税抜 0.175%) | 0.10500% (税抜 0.100%) |

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

上記、 の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱い

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用あり）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時ならびに買取請求による換金時の差益（解約の価額および償還価額ならびに買取の価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時ならびに買取請求による換金時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

| 適用期間 | 所得税 | 復興特別所得税 | 地方税 | 合計 |
|------------------------------|-----|---------|-----|---------|
| 平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで | 7% | 0.147% | 3% | 10.147% |
| 平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで | 15% | 0.315% | 5% | 20.315% |
| 平成50年1月1日から | 15% | - | 5% | 20% |

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度が適用できます。

| 適用期間 | 所得税 | 復興特別所得税 | 合計 |
|------------------------------|-----|---------|---------|
| 平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで | 7% | 0.147% | 7.147% |
| 平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで | 15% | 0.315% | 15.315% |
| 平成50年1月1日から | 15% | - | 15% |

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

買取請求による換金時の差益（買取の価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として全額が法人税の課税対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3. 確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手

数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、上記「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご参照ください。)

上記の内容は平成24年10月末日現在の税法によるものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

買取請求制による換金の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成24年10月31日現在）

| 資産の種類 | | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------|-----------------------------------|------|-----------------|---------|
| 有価証券 | 親投資信託受益証券(MHAM株式インデックス225マザーファンド) | 日本 | 143,833,348,118 | 99.96 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 43,431,688 | 0.03 |
| 合計(純資産総額) | | | 143,876,779,806 | 100.00 |

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。(以下同じ。)

(注2) 小数点第3位切捨て、端数調整は行っておりません。(以下同じ。)

(参考) MHAM株式インデックス225マザーファンド

| 資産の種類 | | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|-----------|---------------------|------|-----------------|---------|
| 有価証券 | 株式 | 日本 | 161,383,241,720 | 98.16 |
| その他の資産 | 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 3,019,268,250 | 1.83 |
| 合計(純資産総額) | | | 164,402,509,970 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|--------------|---------------|---------|
| 株価指数先物取引(買建) | 2,943,600,000 | 1.79 |

(注) 株価指数先物取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しております。

(2) 【投資資産】（平成24年10月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 数量(口数) | 帳簿価額単価(円) | 帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円) | 評価額金額(円) | 投資比率(%) |
|----|------------------------|-----------|------|-----------------|-----------|-----------------|----------|-----------------|---------|
| 1 | MHAM株式インデックス225マザーファンド | 親投資信託受益証券 | 日本 | 132,199,768,491 | 1.0911 | 144,243,167,401 | 1.0880 | 143,833,348,118 | 99.96 |

(参考) MHAM株式インデックス225マザーファンド(評価額上位30銘柄)

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 業種 | 数量(株式数) | 帳簿価額単価(円) | 帳簿価額金額(円) | 評価額単価(円) | 評価額金額(円) | 投資比率(%) |
|----|-------------|----|------|--------|-----------|-----------|----------------|-----------|----------------|---------|
| 1 | ファーストリテイリング | 株式 | 日本 | 小売業 | 724,000 | 17,401.62 | 12,598,780,000 | 17,780.00 | 12,872,720,000 | 7.83 |
| 2 | ファナック | 株式 | 日本 | 電気機器 | 724,000 | 13,039.16 | 9,440,356,000 | 12,710.00 | 9,202,040,000 | 5.59 |
| 3 | ソフトバンク | 株式 | 日本 | 情報・通信業 | 2,172,000 | 2,575.97 | 5,595,012,000 | 2,527.00 | 5,488,644,000 | 3.33 |
| 4 | 京セラ | 株式 | 日本 | 電気機器 | 724,000 | 7,169.85 | 5,190,976,000 | 7,010.00 | 5,075,240,000 | 3.08 |
| 5 | KDDI | 株式 | 日本 | 情報・通信業 | 724,000 | 6,041.67 | 4,374,176,000 | 6,200.00 | 4,488,800,000 | 2.73 |
| 6 | 本田技研工業 | 株式 | 日本 | 輸送用機器 | 1,448,000 | 2,555.09 | 3,699,776,000 | 2,390.00 | 3,460,720,000 | 2.10 |
| 7 | 信越化学工業 | 株式 | 日本 | 化学 | 724,000 | 4,550.30 | 3,294,424,000 | 4,500.00 | 3,258,000,000 | 1.98 |
| 8 | セコム | 株式 | 日本 | サービス業 | 724,000 | 4,110.14 | 2,975,744,000 | 4,065.00 | 2,943,060,000 | 1.79 |
| 9 | アステラス製薬 | 株式 | 日本 | 医薬品 | 724,000 | 3,895.36 | 2,820,244,000 | 3,965.00 | 2,870,660,000 | 1.74 |
| 10 | キヤノン | 株式 | 日本 | 電気機器 | 1,086,000 | 2,587.17 | 2,809,668,000 | 2,578.00 | 2,799,708,000 | 1.70 |

| | | | | | | | | | | |
|----|-----------------|----|----|--------|-----------|------------|---------------|------------|---------------|------|
| 11 | 武田薬品工業 | 株式 | 日本 | 医薬品 | 724,000 | 3,635.31 | 2,631,968,000 | 3,710.00 | 2,686,040,000 | 1.63 |
| 12 | 東京エレクトロン | 株式 | 日本 | 電気機器 | 724,000 | 3,515.09 | 2,544,928,000 | 3,585.00 | 2,595,540,000 | 1.57 |
| 13 | エーザイ | 株式 | 日本 | 医薬品 | 724,000 | 3,510.14 | 2,541,348,000 | 3,555.00 | 2,573,820,000 | 1.56 |
| 14 | テルモ | 株式 | 日本 | 精密機器 | 724,000 | 3,435.03 | 2,486,968,000 | 3,440.00 | 2,490,560,000 | 1.51 |
| 15 | トヨタ自動車 | 株式 | 日本 | 輸送用機器 | 724,000 | 3,095.12 | 2,240,868,000 | 3,065.00 | 2,219,060,000 | 1.34 |
| 16 | TDK | 株式 | 日本 | 電気機器 | 724,000 | 2,999.91 | 2,171,940,000 | 2,997.00 | 2,169,828,000 | 1.31 |
| 17 | 日揮 | 株式 | 日本 | 建設業 | 724,000 | 2,799.11 | 2,026,560,000 | 2,745.00 | 1,987,380,000 | 1.20 |
| 18 | エヌ・ティ・ティ・データ | 株式 | 日本 | 情報・通信業 | 7,240 | 259,605.49 | 1,879,543,800 | 259,900.00 | 1,881,676,000 | 1.14 |
| 19 | デンソー | 株式 | 日本 | 輸送用機器 | 724,000 | 2,500.98 | 1,810,712,000 | 2,499.00 | 1,809,276,000 | 1.10 |
| 20 | セブン&アイ・ホールディングス | 株式 | 日本 | 小売業 | 724,000 | 2,491.01 | 1,803,492,000 | 2,462.00 | 1,782,488,000 | 1.08 |
| 21 | 花王 | 株式 | 日本 | 化学 | 724,000 | 2,241.96 | 1,623,180,000 | 2,242.00 | 1,623,208,000 | 0.98 |
| 22 | トレンドマイクロ | 株式 | 日本 | 情報・通信業 | 724,000 | 2,239.16 | 1,621,156,000 | 2,236.00 | 1,618,864,000 | 0.98 |
| 23 | ダイキン工業 | 株式 | 日本 | 機械 | 724,000 | 2,229.13 | 1,613,892,000 | 2,208.00 | 1,598,592,000 | 0.97 |
| 24 | 日本たばこ産業 | 株式 | 日本 | 食料品 | 724,000 | 2,317.96 | 1,678,208,000 | 2,206.00 | 1,597,144,000 | 0.97 |
| 25 | 住友不動産 | 株式 | 日本 | 不動産業 | 724,000 | 2,200.95 | 1,593,488,000 | 2,204.00 | 1,595,696,000 | 0.97 |
| 26 | ニコン | 株式 | 日本 | 精密機器 | 724,000 | 2,043.16 | 1,479,252,000 | 2,030.00 | 1,469,720,000 | 0.89 |
| 27 | アドバンテスト | 株式 | 日本 | 電気機器 | 1,448,000 | 962.90 | 1,394,288,000 | 1,008.00 | 1,459,584,000 | 0.88 |
| 28 | 電通 | 株式 | 日本 | サービス業 | 724,000 | 1,877.04 | 1,358,984,000 | 1,883.00 | 1,363,292,000 | 0.82 |
| 29 | ブリヂストン | 株式 | 日本 | ゴム製品 | 724,000 | 1,873.98 | 1,356,768,000 | 1,859.00 | 1,345,916,000 | 0.81 |
| 30 | コナミ | 株式 | 日本 | 情報・通信業 | 724,000 | 1,846.96 | 1,337,200,000 | 1,829.00 | 1,324,196,000 | 0.80 |

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

| 国内/外国 | 種類 | 投資比率(%) |
|-------|-----------|---------|
| 国内 | 親投資信託受益証券 | 99.96 |
| 合計 | | 99.96 |

(参考)MHAM株式インデックス225マザーファンド

| 国内/外国 | 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|-------|------|----------|---------|
| 国内 | 株式 | 水産・農林業 | 0.13 |
| | | 鉱業 | 0.20 |
| | | 建設業 | 3.60 |
| | | 食料品 | 4.80 |
| | | 繊維製品 | 0.57 |
| | | パルプ・紙 | 0.35 |
| | | 化学 | 6.15 |
| | | 医薬品 | 7.55 |
| | | 石油・石炭製品 | 0.38 |
| | | ゴム製品 | 1.06 |
| | | ガラス・土石製品 | 1.57 |
| | | 鉄鋼 | 0.30 |
| | | 非鉄金属 | 1.60 |
| | | 金属製品 | 0.39 |
| | | 機械 | 4.29 |
| | | 電気機器 | 18.57 |
| 輸送用機器 | 6.62 | | |
| 精密機器 | 3.20 | | |

| | | |
|--|------------|-------|
| | その他製品 | 0.76 |
| | 電気・ガス業 | 0.39 |
| | 陸運業 | 2.68 |
| | 海運業 | 0.19 |
| | 空運業 | 0.07 |
| | 倉庫・運輸関連業 | 0.45 |
| | 情報・通信業 | 9.34 |
| | 卸売業 | 2.95 |
| | 小売業 | 10.55 |
| | 銀行業 | 1.45 |
| | 証券、商品先物取引業 | 0.50 |
| | 保険業 | 1.04 |
| | その他金融業 | 0.77 |
| | 不動産業 | 2.80 |
| | サービス業 | 2.73 |
| | 合計 | 98.16 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) MHAM株式インデックス225マザーファンド

| 種類 | 取引所等 | 資産名 | 建別 | 数量 | 簿価金額 (円) | 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|---------|------------|----|-----|---------------|---------------|-----------------|
| 株価指数先物取引 | 大阪証券取引所 | 日経平均株価指数先物 | 買建 | 330 | 2,960,100,000 | 2,943,600,000 | 1.79 |

(注) 時価の算定方法

取引所の発表する計算日の清算値段により評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年10月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| 期 | 年月日 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|-----|-------------|------------|---------|--------------|--------|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 18期 | 平成15年10月24日 | 107,447 | 108,018 | 0.1880 | 0.1890 |
| 19期 | 平成16年10月25日 | 134,491 | 135,185 | 0.1938 | 0.1948 |
| 20期 | 平成17年10月24日 | 132,652 | 133,767 | 0.2380 | 0.2400 |
| 21期 | 平成18年10月24日 | 182,094 | 183,594 | 0.3035 | 0.3060 |
| 22期 | 平成19年10月24日 | 150,805 | 151,569 | 0.2961 | 0.2976 |
| 23期 | 平成20年10月24日 | 83,208 | 84,718 | 0.1378 | 0.1403 |

| | | | | | |
|-----|-------------|---------|---------|--------|--------|
| 24期 | 平成21年10月26日 | 143,812 | 145,751 | 0.1854 | 0.1879 |
| 25期 | 平成22年10月25日 | 144,804 | 146,091 | 0.1687 | 0.1702 |
| 26期 | 平成23年10月24日 | 142,872 | 144,669 | 0.1590 | 0.1610 |
| 27期 | 平成24年10月24日 | 143,718 | 145,048 | 0.1621 | 0.1636 |
| | 平成23年10月末日 | 145,749 | | 0.1615 | |
| | 平成23年11月末日 | 138,682 | | 0.1515 | |
| | 平成23年12月末日 | 140,056 | | 0.1520 | |
| | 平成24年1月末日 | 143,190 | | 0.1582 | |
| | 平成24年2月末日 | 148,584 | | 0.1748 | |
| | 平成24年3月末日 | 147,022 | | 0.1828 | |
| | 平成24年4月末日 | 141,406 | | 0.1726 | |
| | 平成24年5月末日 | 133,156 | | 0.1549 | |
| | 平成24年6月末日 | 144,196 | | 0.1634 | |
| | 平成24年7月末日 | 142,237 | | 0.1576 | |
| | 平成24年8月末日 | 141,110 | | 0.1603 | |
| | 平成24年9月末日 | 141,528 | | 0.1621 | |
| | 平成24年10月31日 | 143,876 | | 0.1616 | |

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

| 期 | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|--------------|
| 18期 | 0.0010 |
| 19期 | 0.0010 |
| 20期 | 0.0020 |
| 21期 | 0.0025 |
| 22期 | 0.0015 |
| 23期 | 0.0025 |
| 24期 | 0.0025 |
| 25期 | 0.0015 |
| 26期 | 0.0020 |
| 27期 | 0.0015 |

【収益率の推移】

| 期 | 収益率(%) |
|-----|--------|
| 18期 | 19.92 |
| 19期 | 3.62 |
| 20期 | 23.84 |
| 21期 | 28.57 |
| 22期 | 1.94 |
| 23期 | 52.62 |
| 24期 | 36.36 |
| 25期 | 8.20 |
| 26期 | 4.56 |

| | |
|-----|------|
| 27期 | 2.89 |
|-----|------|

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 小数点第3位四捨五入。

(4) 【設定及び解約の実績】

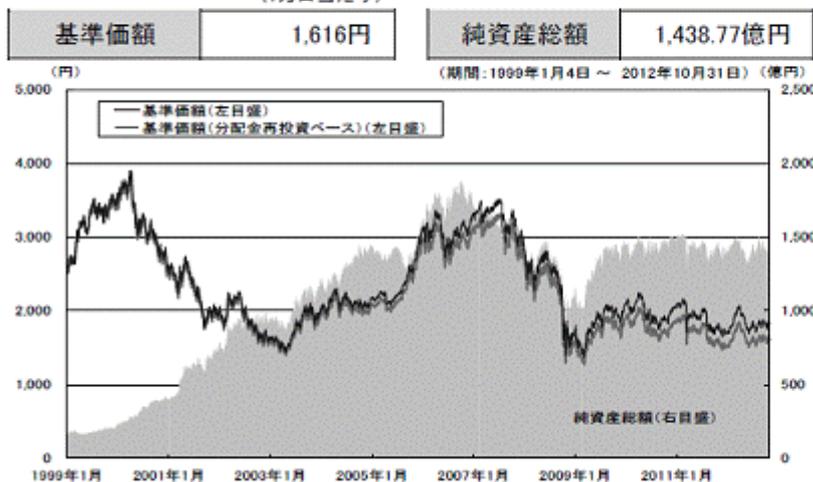
下記決算期中の設定及び解約の実績は次の通りです。

| 期 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|-----|-----------------|-----------------|
| 18期 | 145,672,544,156 | 154,966,835,690 |
| 19期 | 388,697,151,914 | 266,387,528,560 |
| 20期 | 243,055,099,860 | 379,582,510,770 |
| 21期 | 339,472,639,935 | 296,695,986,932 |
| 22期 | 204,111,250,877 | 294,860,891,277 |
| 23期 | 196,763,215,130 | 102,300,440,027 |
| 24期 | 452,678,576,939 | 280,806,001,297 |
| 25期 | 356,682,127,768 | 274,050,656,171 |
| 26期 | 397,289,840,783 | 356,727,699,427 |
| 27期 | 319,358,472,528 | 331,503,746,846 |

< 参考情報 >

基準価額・純資産の推移

(1万円当たり)



※基準価額および基準価額（分配金再投資ベース）は、信託報酬控除後の値です。（以下同じ。）
※基準価額（分配金再投資ベース）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算したもので、1999年1月4日の当ファンドの基準価額（2,538円）に合わせて指数化しています。（以下同じ。）

(2012年10月31日現在)

分配の推移

(1万円当たり、税引前)

| | |
|-------------------|--------|
| 2012年10月 | 15円 |
| 2011年10月 | 20円 |
| 2010年10月 | 15円 |
| 2009年10月 | 25円 |
| 2008年10月 | 25円 |
| 設定来累計 | 2,180円 |
| 設定来：1985年10月25日以降 | |

主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示（小数点第二位四捨五入）しています。

<資産の組入比率>

| 資産の種類 | 国内/外国 | 比率 (%) |
|--------------|-------|--------|
| 株式 | 国内 | 98.1 |
| 現金・預金・その他の資産 | | 1.9 |
| 合計 | | 100.0 |

(その他の資産の投資状況)

株価指数先物取引（買建） 1.8%

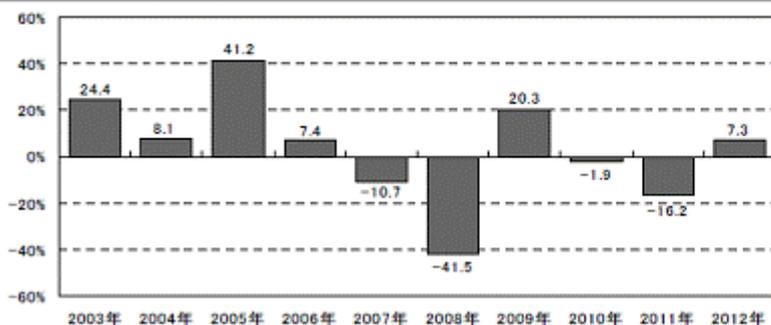
<組入上位10業種>

| 順位 | 業種 | 比率 (%) |
|----|--------|--------|
| 1 | 電気機器 | 18.6 |
| 2 | 小売業 | 10.6 |
| 3 | 情報・通信業 | 9.3 |
| 4 | 医薬品 | 7.6 |
| 5 | 輸送用機器 | 6.6 |
| 6 | 化学 | 6.2 |
| 7 | 食料品 | 4.8 |
| 8 | 機械 | 4.3 |
| 9 | 建設業 | 3.6 |
| 10 | 精密機器 | 3.2 |

<組入上位10銘柄> 組入銘柄数223銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 業種 | 比率 (%) |
|----|-------------|--------|--------|
| 1 | ファーストリテイリング | 小売業 | 7.8 |
| 2 | ファナック | 電気機器 | 5.6 |
| 3 | ソフトバンク | 情報・通信業 | 3.3 |
| 4 | 京セラ | 電気機器 | 3.1 |
| 5 | KDDI | 情報・通信業 | 2.7 |
| 6 | 本田技研工業 | 輸送用機器 | 2.1 |
| 7 | 信越化学工業 | 化学 | 2.0 |
| 8 | セコム | サービス業 | 1.8 |
| 9 | アステラス製薬 | 医薬品 | 1.7 |
| 10 | キヤノン | 電気機器 | 1.7 |

年間収益率の推移（暦年ベース）



※年間収益率は、基準価額（分配金再投資ベース）をもとに計算したものです。

※2012年は1月から10月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 申込単位は販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付(申込単位が金額にて表示されている場合)による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位または1万口単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとし、

解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当

日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。

解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | 電話番号 |
|---------------|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | 0120-324-431 |

解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の基準価額とします。

(2) 受益権の買取り

販売会社(委託会社の指定する証券会社：金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)は、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)から受益権の買取りの請求があるときは、1口単位または1万口単位をもってその受益権を買取ります。なお、受益者が受益権の買取りを請求するときは、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社の指定する証券会社以外の登録金融機関においても、受益権の買取りを行うことがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益権の買取り価額は、買取り約定日の基準価額とします。

一定の要件を満たしている買取り請求による換金の場合に限るものとします。なお、一定の要件を満たしていない場合には、買取り約定日の基準価額から当該買取りを行う販売会社(委託会社の指定する証券会社)にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社(委託会社の指定する証券会社)は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを中止すること、およびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。この場合、受益者は買取り中止以前に行った当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、当該買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして、前記の規定に準じて計算された価額とします。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

株 式：計算日における取引所の最終相場(終値)

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---------------|---|--------------|
| みずほ投信投資顧問株式会社 | http://www.mizuho-am.co.jp/ | 0120-324-431 |

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

昭和60年10月25日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年10月25日から翌年10月24日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が20億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更

しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- 2．委託会社は、前記1．の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3．前記2．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
- 4．前記3．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1．の信託約款の変更をしません。
- 5．委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6．前記2．に定める変更を行う場合において、前記3．の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
- 7．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

- 1．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- 2．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

MHAM株式インデックスファンド225

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第26期計算期間 (平成23年10月24日現在) | 第27期計算期間 (平成24年10月24日現在) |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 687,567,076 | 764,411,471 |
| 親投資信託受益証券 | 142,833,154,467 | 143,672,895,585 |
| 未収入金 | 1,694,000,000 | 1,630,000,000 |
| 未収利息 | 1,622 | 1,811 |
| 流動資産合計 | 145,214,723,165 | 146,067,308,867 |
| 資産合計 | 145,214,723,165 | 146,067,308,867 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 1,797,671,916 | 1,330,036,026 |
| 未払解約金 | 133,636,894 | 610,017,915 |
| 未払受託者報酬 | 74,112,560 | 73,731,620 |
| 未払委託者報酬 | 333,506,478 | 331,792,246 |
| その他未払費用 | 3,705,567 | 3,686,519 |
| 流動負債合計 | 2,342,633,415 | 2,349,264,326 |
| 負債合計 | 2,342,633,415 | 2,349,264,326 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 449,417,979,766 | 443,345,342,788 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 306,545,890,016 | 299,627,298,247 |
| 元本等合計 | 142,872,089,750 | 143,718,044,541 |
| 純資産合計 | 142,872,089,750 | 143,718,044,541 |
| 負債純資産合計 | 145,214,723,165 | 146,067,308,867 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第26期計算期間 (自 平成22年10月26日 至 平成23年10月24日) | 第27期計算期間 (自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日) |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 552,311 | 461,477 |
| 有価証券売買等損益 | 3,919,999,626 | 6,794,741,118 |
| 営業収益合計 | 3,919,447,315 | 6,795,202,595 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 150,765,871 | 148,634,395 |
| 委託者報酬 | 678,446,300 | 668,854,690 |
| その他費用 | 7,538,177 | 7,431,597 |
| 営業費用合計 | 836,750,348 | 824,920,682 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 4,756,197,663 | 5,970,281,913 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 4,756,197,663 | 5,970,281,913 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 4,756,197,663 | 5,970,281,913 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 2,969,119,181 | 2,459,315,079 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 284,332,790,031 | 306,545,890,016 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 117,725,157,232 | 113,019,833,841 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 117,725,157,232 | 113,019,833,841 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 130,415,268,457 | 108,282,172,880 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 130,415,268,457 | 108,282,172,880 |
| 分配金 | 1,797,671,916 | 1,330,036,026 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 306,545,890,016 | 299,627,298,247 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第 26 期計算期間 (自 平成22年10月26日 至 平成23年10月24日) | 第 27 期計算期間 (自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日) |
|-------------------|--|--|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |
| 2 収益・費用の計上基準 | 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 | 有価証券売買等損益 同左 |
| 3 追加情報 | | 当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 期別 | 第 26 期計算期間 (平成23年10月24日現在) | 第 27 期計算期間 (平成24年10月24日現在) |
|-------------------------------------|----|--|--|
| 1 計算期間末日の受益権総口数 | | 898,835,958,420口 | 886,690,684,102口 |
| 2 元本の欠損金額 | | 純資産額は元本を306,545,890,016円下回っております。 | 純資産額は元本を299,627,298,247円下回っております。 |
| 3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額) | | 0.1590 円 (1,590 円) | 0.1621 円 (1,621 円) |
| | | 平成2年1月16日に受益権1口を2口に分割しておりますので、上記は1口=0.5円で計算しております。 | 平成2年1月16日に受益権1口を2口に分割しておりますので、上記は1口=0.5円で計算しております。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| | 第 26 期計算期間 (自 平成22年10月26日 至 平成23年10月24日) | 第 27 期計算期間 (自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日) |
|------------|--|--|
| | (単位:円) | (単位:円) |
| 1 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,038,766,365円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(111,956,710,376円)、分配準備積立金(5,623,163,323円)より、分配対象収益は119,618,640,064円(1万口当たり1,330円)であり、うち1,797,671,916円(1万口当たり20円)を分配金額としております。 | 1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,526,873,802円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(112,276,877,093円)、分配準備積立金(4,006,264,335円)より、分配対象収益は118,810,015,230円(1万口当たり1,339円)であり、うち1,330,036,026円(1万口当たり15円)を分配金額としております。 |
| 配当等収益 | 2,038,766,365 | 2,526,873,802 |
| 有価証券売買等損益 | 0 | 0 |

| | | | |
|---------|-----------------|---------|-----------------|
| 収益調整金 | 111,956,710,376 | 収益調整金 | 112,276,877,093 |
| 分配準備積立金 | 5,623,163,323 | 分配準備積立金 | 4,006,264,335 |
| 分配可能額 | 119,618,640,064 | 分配可能額 | 118,810,015,230 |
| 収益分配額 | 1,797,671,916 | 収益分配額 | 1,330,036,026 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第 26 期計算期間 (自 平成22年10月26日 至 平成23年10月24日) | 第 27 期計算期間 (自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日) |
|-------------------------|---|--|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 | 同左 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 | 同左 |

| | | |
|---------------------------|---|----|
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 | 同左 |
|---------------------------|---|----|

2. 金融商品の時価に関する事項

| 項目 | 第 26 期計算期間 (平成23年10月24日現在) | 第 27 期計算期間 (平成24年10月24日現在) |
|--------------------------------------|---|---|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>(1) 有価証券</p> <p>親投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 26 期計算期間（自 平成22年10月26日 至 平成23年10月24日）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|----------------------|
| 親投資信託受益証券 | 5,866,143,972 |
| 合計 | 5,866,143,972 |

第 27 期計算期間（自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|----------------------|
| 親投資信託受益証券 | 4,910,656,102 |
| 合計 | 4,910,656,102 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第 26 期計算期間 （自 平成22年10月26日 至 平成23年10月24日） | 第 27 期計算期間 （自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日） |
|--|--|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

| 項 目 | 期別 | 第 26 期計算期間 （平成23年10月24日現在） | 第 27 期計算期間 （平成24年10月24日現在） |
|-----------|----|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 期首元本額 | | 429,136,908,799 円 | 449,417,979,766 円 |
| 期中追加設定元本額 | | 198,644,919,347 円 | 159,679,235,126 円 |
| 期中一部解約元本額 | | 178,363,848,380 円 | 165,751,872,104 円 |

（4）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM株式インデックスファンド225

（平成24年10月24日現在）

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|--------------|------------|----------------------------|-----------------|---------------------------|----|
| 親投資信託受益証券 | | | | | |
| | 日本・円 | MHAM株式インデックス225 マザーファンド | 131,652,978,636 | 143,672,895,585 | |
| | 日本・円 小計 | 銘柄数 組入時価比率 | 1 100.0% | 143,672,895,585 100.0% | |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | | 143,672,895,585 | |

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「MHAM株式インデックス225マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産

の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

MHAM株式インデックス225マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

| 区 分 | (平成24年10月24日現在) |
|-----------------|-----------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 2,740,393,400 |
| 株式 | 160,962,134,400 |
| 派生商品評価勘定 | 47,633,378 |
| 未収入金 | 929,274,887 |
| 未収配当金 | 1,460,410,400 |
| 未収利息 | 6,495 |
| 差入委託証拠金 | 127,440,000 |
| 流動資産合計 | 166,267,292,960 |
| 資産合計 | 166,267,292,960 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 前受金 | 93,451,882 |
| 未払解約金 | 1,663,070,000 |
| 派生商品評価勘定 | 264,699 |
| 流動負債合計 | 1,756,786,581 |
| 負債合計 | 1,756,786,581 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 150,745,128,644 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 13,765,377,735 |
| 元本等合計 | 164,510,506,379 |
| 純資産合計 | 164,510,506,379 |
| 負債純資産合計 | 166,267,292,960 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | (自平成23年10月25日 至平成24年10月24日) |
|--------------------|--------------------------------|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 原則として時価で評価しております。 |
| 2 派生商品等の評価基準及び評価方法 | 先物取引 原則として時価で評価しております。 |

| | |
|--------------|---|
| 3 収益・費用の計上基準 | <p>受取配当金</p> <p>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> |
| 4 追加情報 | <p>当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 項 目 | 期別 (平成24年10月24日現在) |
|-------------------------------------|------------------------|
| 1 計算期間末日の受益権総口数 | 150,745,128,644口 |
| 2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額) | 1.0913 円 (10,913 円) |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

| 項目 | (自平成23年10月25日 至平成24年10月24日) |
|-------------------------|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。</p> |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p> <p>また、当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。</p> |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。</p> <p>なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> |

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> | <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p> |
|----------------------------------|---|

2.金融商品の時価に関する事項

| 項目 | (平成24年10月24日現在) |
|--------------------------------------|--|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>株式 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>先物取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自平成23年10月25日 至 平成24年10月24日)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|----|----------------------|
|----|----------------------|

| | |
|----|---------------|
| 株式 | 2,360,273,480 |
| 合計 | 2,360,273,480 |

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（株式関連）

（自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日）

| 種 類 | （平成24年10月24日 現在） | | | |
|------------------------|------------------|-------|---------------|----------------|
| | 契 約 額 等（円） | | 時 価 （円） | 評 価 損 益 （円） |
| | | うち1年超 | | |
| 市場取引 株価指数先物取引 買建 | | | | |
| 日経平均株価指数先物 | 3,415,051,321 | | 3,462,420,000 | 47,368,679 |
| 小 計 | 3,415,051,321 | | 3,462,420,000 | 47,368,679 |
| 合 計 | 3,415,051,321 | | 3,462,420,000 | 47,368,679 |

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しております。

（その他の注記）

| 項 目 | 期別 | （平成24年10月24日現在） |
|---|----|------------------------------------|
| 1 親投資信託の期首における元本額 | | 161,080,486,368 円 （平成23年10月25日） |
| 期中追加設定元本額 | | 26,685,727,581 円 |
| 期中一部解約元本額 | | 37,021,085,305 円 |
| 2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額 | | |
| 期末元本額 | | 150,745,128,644 円 |
| MHAM株式インデックスファンド225 | | 131,652,978,636 円 |
| ターゲットファンド 日経225 | | 211,104,191 円 |
| DKA償還条項付株価参照ファンド06-12 | | 387,053,998 円 |
| DKA償還条項付株価参照ファンド07-01 | | 366,502,421 円 |
| MHAMインデックス参照ファンド07-08 | | 2,219,370,468 円 |
| MHAMインデックス参照ファンド07-09 | | 2,191,969,866 円 |
| MHAMインデックス参照ファンド07-12 | | 2,076,914,189 円 |
| MHAMインデックス参照ファンド08-02 | | 1,417,305,052 円 |
| MHAMインデックス参照ファンド08-03 | | 1,382,195,132 円 |
| MHAMインデックス参照ファンド08-05 | | 772,677,343 円 |
| MHAMインデックス参照ファンド08-06 | | 1,193,889,536 円 |
| MHAMインデックス参照ファンド08-09 | | 784,942,657 円 |

MHAM株式インデックスファンド225VA
[適格機関投資家専用]

5,886,255,877 円

MHAM株式インデックスファンド225VA2
[適格機関投資家専用]

201,969,278 円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

有価証券明細表

MHAM株式インデックス225マザーファンド

(平成24年10月24日現在)

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|------|-----------------|---------|-------------|---------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| 日本・円 | 日本水産 | 720,000 | 178 | 128,160,000 | |
| | マルハニチロホールディングス | 720,000 | 133 | 95,760,000 | |
| | 国際石油開発帝石 | 720 | 468,500 | 337,320,000 | |
| | コムシスホールディングス | 720,000 | 1,089 | 784,080,000 | |
| | 大成建設 | 720,000 | 214 | 154,080,000 | |
| | 大林組 | 720,000 | 356 | 256,320,000 | |
| | 清水建設 | 720,000 | 263 | 189,360,000 | |
| | 鹿島建設 | 720,000 | 214 | 154,080,000 | |
| | 大和ハウス工業 | 720,000 | 1,176 | 846,720,000 | |
| | 積水ハウス | 720,000 | 791 | 569,520,000 | |
| | 日揮 | 720,000 | 2,799 | 2,015,280,000 | |
| | 千代田化工建設 | 720,000 | 1,247 | 897,840,000 | |
| | 日清製粉グループ本社 | 720,000 | 1,007 | 725,040,000 | |
| | 明治ホールディングス | 72,000 | 3,685 | 265,320,000 | |
| | 日本ハム | 720,000 | 1,019 | 733,680,000 | |
| | サッポロホールディングス | 720,000 | 227 | 163,440,000 | |
| | アサヒグループホールディングス | 720,000 | 1,879 | 1,352,880,000 | |
| | キリンホールディングス | 720,000 | 1,010 | 727,200,000 | |
| | 宝ホールディングス | 720,000 | 605 | 435,600,000 | |
| | キッコーマン | 720,000 | 1,070 | 770,400,000 | |
| | 味の素 | 720,000 | 1,227 | 883,440,000 | |
| | ニチレイ | 720,000 | 441 | 317,520,000 | |
| | 日本たばこ産業 | 720,000 | 2,318 | 1,668,960,000 | |
| | 東洋紡 | 720,000 | 89 | 64,080,000 | |
| | ユニチカ | 720,000 | 38 | 27,360,000 | |
| | 日清紡ホールディングス | 720,000 | 518 | 372,960,000 | |
| | 帝人 | 720,000 | 183 | 131,760,000 | |
| | 東レ | 720,000 | 449 | 323,280,000 | |
| | 王子ホールディングス | 720,000 | 230 | 165,600,000 | |
| | 三菱製紙 | 720,000 | 69 | 49,680,000 | |
| | 北越紀州製紙 | 720,000 | 398 | 286,560,000 | |
| | 日本製紙グループ本社 | 72,000 | 924 | 66,528,000 | |
| | クラレ | 720,000 | 902 | 649,440,000 | |
| 旭化成 | 720,000 | 431 | 310,320,000 | | |

| | | | |
|--------------------|-----------|-------|---------------|
| 昭和電工 | 720,000 | 119 | 85,680,000 |
| 住友化学 | 720,000 | 221 | 159,120,000 |
| 日産化学工業 | 720,000 | 936 | 673,920,000 |
| 日本曹達 | 720,000 | 351 | 252,720,000 |
| 東ソー | 720,000 | 151 | 108,720,000 |
| トクヤマ | 720,000 | 156 | 112,320,000 |
| 電気化学工業 | 720,000 | 246 | 177,120,000 |
| 信越化学工業 | 720,000 | 4,550 | 3,276,000,000 |
| 三井化学 | 720,000 | 162 | 116,640,000 |
| 三菱ケミカルホールディングス | 360,000 | 305 | 109,800,000 |
| 宇部興産 | 720,000 | 180 | 129,600,000 |
| 日本化薬 | 720,000 | 880 | 633,600,000 |
| 花王 | 720,000 | 2,242 | 1,614,240,000 |
| 富士フイルムホールディングス | 720,000 | 1,367 | 984,240,000 |
| 資生堂 | 720,000 | 1,002 | 721,440,000 |
| 協和発酵キリン | 720,000 | 873 | 628,560,000 |
| 武田薬品工業 | 720,000 | 3,635 | 2,617,200,000 |
| アステラス製薬 | 720,000 | 3,895 | 2,804,400,000 |
| 大日本住友製薬 | 720,000 | 872 | 627,840,000 |
| 塩野義製薬 | 720,000 | 1,258 | 905,760,000 |
| 中外製薬 | 720,000 | 1,624 | 1,169,280,000 |
| エーザイ | 720,000 | 3,510 | 2,527,200,000 |
| 第一三共 | 720,000 | 1,223 | 880,560,000 |
| 昭和シェル石油 | 720,000 | 452 | 325,440,000 |
| JXホールディングス | 720,000 | 438 | 315,360,000 |
| 横浜ゴム | 720,000 | 568 | 408,960,000 |
| ブリヂストン | 720,000 | 1,874 | 1,349,280,000 |
| 日東紡績 | 720,000 | 251 | 180,720,000 |
| 旭硝子 | 720,000 | 558 | 401,760,000 |
| 日本電気硝子 | 1,080,000 | 444 | 479,520,000 |
| 住友大阪セメント | 720,000 | 258 | 185,760,000 |
| 太平洋セメント | 720,000 | 161 | 115,920,000 |
| 東海カーボン | 720,000 | 251 | 180,720,000 |
| TOTO | 720,000 | 598 | 430,560,000 |
| 日本碍子 | 720,000 | 888 | 639,360,000 |
| 新日鐵住金 | 720,000 | 167 | 120,240,000 |
| 神戸製鋼所 | 720,000 | 67 | 48,240,000 |
| ジェイ エフ イー ホールディングス | 72,000 | 1,079 | 77,688,000 |
| 日新製鋼ホールディングス | 72,000 | 525 | 37,800,000 |
| 大平洋金属 | 720,000 | 270 | 194,400,000 |
| 日本軽金属ホールディングス | 720,000 | 78 | 56,160,000 |
| 三井金属鉱業 | 720,000 | 169 | 121,680,000 |
| 東邦亜鉛 | 720,000 | 273 | 196,560,000 |
| 三菱マテリアル | 720,000 | 234 | 168,480,000 |
| 住友金属鉱山 | 720,000 | 1,032 | 743,040,000 |
| DOWAホールディングス | 720,000 | 534 | 384,480,000 |
| 古河機械金属 | 720,000 | 72 | 51,840,000 |
| 古河電気工業 | 720,000 | 163 | 117,360,000 |
| 住友電気工業 | 720,000 | 867 | 624,240,000 |

| | | | |
|-------------------|-----------|--------|---------------|
| フジクラ | 720,000 | 244 | 175,680,000 |
| SUMCO | 72,000 | 553 | 39,816,000 |
| 東洋製罐 | 720,000 | 864 | 622,080,000 |
| 日本製鋼所 | 720,000 | 445 | 320,400,000 |
| オークマ | 720,000 | 486 | 349,920,000 |
| アマダ | 720,000 | 402 | 289,440,000 |
| 小松製作所 | 720,000 | 1,660 | 1,195,200,000 |
| 住友重機械工業 | 720,000 | 293 | 210,960,000 |
| 日立建機 | 720,000 | 1,338 | 963,360,000 |
| クボタ | 720,000 | 824 | 593,280,000 |
| 荏原製作所 | 720,000 | 324 | 233,280,000 |
| ダイキン工業 | 720,000 | 2,229 | 1,604,880,000 |
| 日本精工 | 720,000 | 461 | 331,920,000 |
| NTN | 720,000 | 144 | 103,680,000 |
| ジェイテクト | 720,000 | 636 | 457,920,000 |
| 日立造船 | 720,000 | 98 | 70,560,000 |
| 三菱重工業 | 720,000 | 355 | 255,600,000 |
| IHI | 720,000 | 184 | 132,480,000 |
| コニカミノルタホールディングス | 720,000 | 577 | 415,440,000 |
| ミネベア | 720,000 | 265 | 190,800,000 |
| 日立製作所 | 720,000 | 421 | 303,120,000 |
| 東芝 | 720,000 | 283 | 203,760,000 |
| 三菱電機 | 720,000 | 619 | 445,680,000 |
| 富士電機 | 720,000 | 167 | 120,240,000 |
| 安川電機 | 720,000 | 586 | 421,920,000 |
| 明電舎 | 720,000 | 277 | 199,440,000 |
| ジーエス・ユアサ コーポレーション | 720,000 | 312 | 224,640,000 |
| 日本電気 | 720,000 | 138 | 99,360,000 |
| 富士通 | 720,000 | 305 | 219,600,000 |
| 沖電気工業 | 720,000 | 82 | 59,040,000 |
| パナソニック | 720,000 | 514 | 370,080,000 |
| シャープ | 720,000 | 167 | 120,240,000 |
| ソニー | 720,000 | 969 | 697,680,000 |
| TDK | 720,000 | 3,000 | 2,160,000,000 |
| ミツミ電機 | 720,000 | 461 | 331,920,000 |
| アルプス電気 | 720,000 | 464 | 334,080,000 |
| パイオニア | 720,000 | 191 | 137,520,000 |
| 横河電機 | 720,000 | 909 | 654,480,000 |
| アドバンテスト | 1,440,000 | 963 | 1,386,720,000 |
| カシオ計算機 | 720,000 | 596 | 429,120,000 |
| ファナック | 720,000 | 13,040 | 9,388,800,000 |
| 京セラ | 720,000 | 7,170 | 5,162,400,000 |
| 太陽誘電 | 720,000 | 696 | 501,120,000 |
| 大日本スクリーン製造 | 720,000 | 458 | 329,760,000 |
| キヤノン | 1,080,000 | 2,587 | 2,793,960,000 |
| リコー | 720,000 | 742 | 534,240,000 |
| 東京エレクトロン | 720,000 | 3,515 | 2,530,800,000 |
| デンソー | 720,000 | 2,501 | 1,800,720,000 |
| 三井造船 | 720,000 | 93 | 66,960,000 |

| | | | |
|---------------------|-----------|---------|---------------|
| 川崎重工業 | 720,000 | 166 | 119,520,000 |
| 日産自動車 | 720,000 | 690 | 496,800,000 |
| いすゞ自動車 | 720,000 | 411 | 295,920,000 |
| トヨタ自動車 | 720,000 | 3,095 | 2,228,400,000 |
| 日野自動車 | 720,000 | 581 | 418,320,000 |
| 三菱自動車工業 | 720,000 | 69 | 49,680,000 |
| マツダ | 720,000 | 99 | 71,280,000 |
| 本田技研工業 | 1,440,000 | 2,555 | 3,679,200,000 |
| スズキ | 720,000 | 1,796 | 1,293,120,000 |
| 富士重工業 | 720,000 | 736 | 529,920,000 |
| テルモ | 720,000 | 3,435 | 2,473,200,000 |
| ニコン | 720,000 | 2,043 | 1,470,960,000 |
| オリンパス | 720,000 | 1,395 | 1,004,400,000 |
| シチズンホールディングス | 720,000 | 394 | 283,680,000 |
| 凸版印刷 | 720,000 | 445 | 320,400,000 |
| 大日本印刷 | 720,000 | 558 | 401,760,000 |
| ヤマハ | 720,000 | 767 | 552,240,000 |
| 中部電力 | 72,000 | 842 | 60,624,000 |
| 関西電力 | 72,000 | 582 | 41,904,000 |
| 東京瓦斯 | 720,000 | 408 | 293,760,000 |
| 大阪瓦斯 | 720,000 | 326 | 234,720,000 |
| 東武鉄道 | 720,000 | 416 | 299,520,000 |
| 東京急行電鉄 | 720,000 | 394 | 283,680,000 |
| 小田急電鉄 | 720,000 | 830 | 597,600,000 |
| 京王電鉄 | 720,000 | 602 | 433,440,000 |
| 京成電鉄 | 720,000 | 709 | 510,480,000 |
| 東日本旅客鉄道 | 72,000 | 5,400 | 388,800,000 |
| 西日本旅客鉄道 | 72,000 | 3,300 | 237,600,000 |
| 東海旅客鉄道 | 72,000 | 6,990 | 503,280,000 |
| 日本通運 | 720,000 | 296 | 213,120,000 |
| ヤマトホールディングス | 720,000 | 1,201 | 864,720,000 |
| 日本郵船 | 720,000 | 148 | 106,560,000 |
| 商船三井 | 720,000 | 191 | 137,520,000 |
| 川崎汽船 | 720,000 | 99 | 71,280,000 |
| 全日本空輸 | 720,000 | 158 | 113,760,000 |
| 三菱倉庫 | 720,000 | 1,011 | 727,920,000 |
| ヤフー | 2,880 | 29,280 | 84,326,400 |
| トレンドマイクロ | 720,000 | 2,239 | 1,612,080,000 |
| スカパーJ S A Tホールディングス | 720 | 37,150 | 26,748,000 |
| 日本電信電話 | 72,000 | 3,760 | 270,720,000 |
| K D D I | 720,000 | 6,040 | 4,348,800,000 |
| エヌ・ティ・ティ・ドコモ | 720 | 123,600 | 88,992,000 |
| 東宝 | 72,000 | 1,371 | 98,712,000 |
| エヌ・ティ・ティ・データ | 7,200 | 259,600 | 1,869,120,000 |
| コナミ | 720,000 | 1,847 | 1,329,840,000 |
| ソフトバンク | 2,160,000 | 2,576 | 5,564,160,000 |
| 双日 | 72,000 | 99 | 7,128,000 |
| 伊藤忠商事 | 720,000 | 796 | 573,120,000 |
| 丸紅 | 720,000 | 516 | 371,520,000 |

| | | | |
|-------------------------------|-------------|--------|-----------------|
| 豊田通商 | 720,000 | 1,755 | 1,263,600,000 |
| 三井物産 | 720,000 | 1,125 | 810,000,000 |
| 住友商事 | 720,000 | 1,075 | 774,000,000 |
| 三菱商事 | 720,000 | 1,391 | 1,001,520,000 |
| J・フロント リテイリング | 720,000 | 411 | 295,920,000 |
| 三越伊勢丹ホールディングス | 720,000 | 800 | 576,000,000 |
| セブン&アイ・ホールディングス | 720,000 | 2,491 | 1,793,520,000 |
| 高島屋 | 720,000 | 520 | 374,400,000 |
| 丸井グループ | 720,000 | 555 | 399,600,000 |
| イオン | 720,000 | 868 | 624,960,000 |
| ユニー | 720,000 | 565 | 406,800,000 |
| ファーストリテイリング | 720,000 | 17,400 | 12,528,000,000 |
| 新生銀行 | 720,000 | 109 | 78,480,000 |
| あおぞら銀行 | 720,000 | 219 | 157,680,000 |
| 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 720,000 | 365 | 262,800,000 |
| りそなホールディングス | 72,000 | 350 | 25,200,000 |
| 三井住友トラスト・ホールディングス | 720,000 | 234 | 168,480,000 |
| 三井住友フィナンシャルグループ | 72,000 | 2,418 | 174,096,000 |
| 千葉銀行 | 720,000 | 465 | 334,800,000 |
| 横浜銀行 | 720,000 | 365 | 262,800,000 |
| ふくおかフィナンシャルグループ | 720,000 | 312 | 224,640,000 |
| 静岡銀行 | 720,000 | 811 | 583,920,000 |
| みずほフィナンシャルグループ | 720,000 | 126 | 90,720,000 |
| 大和証券グループ本社 | 720,000 | 309 | 222,480,000 |
| 野村ホールディングス | 720,000 | 285 | 205,200,000 |
| 松井証券 | 720,000 | 521 | 375,120,000 |
| NK S Jホールディングス | 180,000 | 1,483 | 266,940,000 |
| M S & A Dインシュアランスグループホールディングス | 216,000 | 1,375 | 297,000,000 |
| ソニーフィナンシャルホールディングス | 144,000 | 1,421 | 204,624,000 |
| 第一生命保険 | 720 | 92,600 | 66,672,000 |
| 東京海上ホールディングス | 360,000 | 2,139 | 770,040,000 |
| T & Dホールディングス | 144,000 | 861 | 123,984,000 |
| クレディセゾン | 720,000 | 1,772 | 1,275,840,000 |
| 三井不動産 | 720,000 | 1,639 | 1,180,080,000 |
| 三菱地所 | 720,000 | 1,579 | 1,136,880,000 |
| 平和不動産 | 144,000 | 953 | 137,232,000 |
| 東京建物 | 720,000 | 337 | 242,640,000 |
| 東急不動産 | 720,000 | 453 | 326,160,000 |
| 住友不動産 | 720,000 | 2,201 | 1,584,720,000 |
| 電通 | 720,000 | 1,877 | 1,351,440,000 |
| 東京ドーム | 720,000 | 270 | 194,400,000 |
| セコム | 720,000 | 4,110 | 2,959,200,000 |
| 日本・円 小計 | 146,640,960 | | 160,962,134,400 |
| 銘柄数 | 223 | | |
| 組入時価比率 | 97.8% | | 100.0% |
| 合計 | 146,640,960 | | 160,962,134,400 |

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成24年10月31日現在)

| | |
|-------------------|-----------------|
| 資産総額(円) | 144,195,137,455 |
| 負債総額(円) | 318,357,649 |
| 純資産総額(-)(円) | 143,876,779,806 |
| 発行済口数(口) | 890,460,397,255 |
| 1口当たり純資産額(/)(円) | 0.1616 |

(参考)MHAM株式インデックス225マザーファンド

| | |
|-------------------|-----------------|
| 資産総額(円) | 164,536,867,510 |
| 負債総額(円) | 134,357,540 |
| 純資産総額(-)(円) | 164,402,509,970 |
| 発行済口数(口) | 151,105,473,844 |
| 1口当たり純資産額(/)(円) | 1.0880 |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

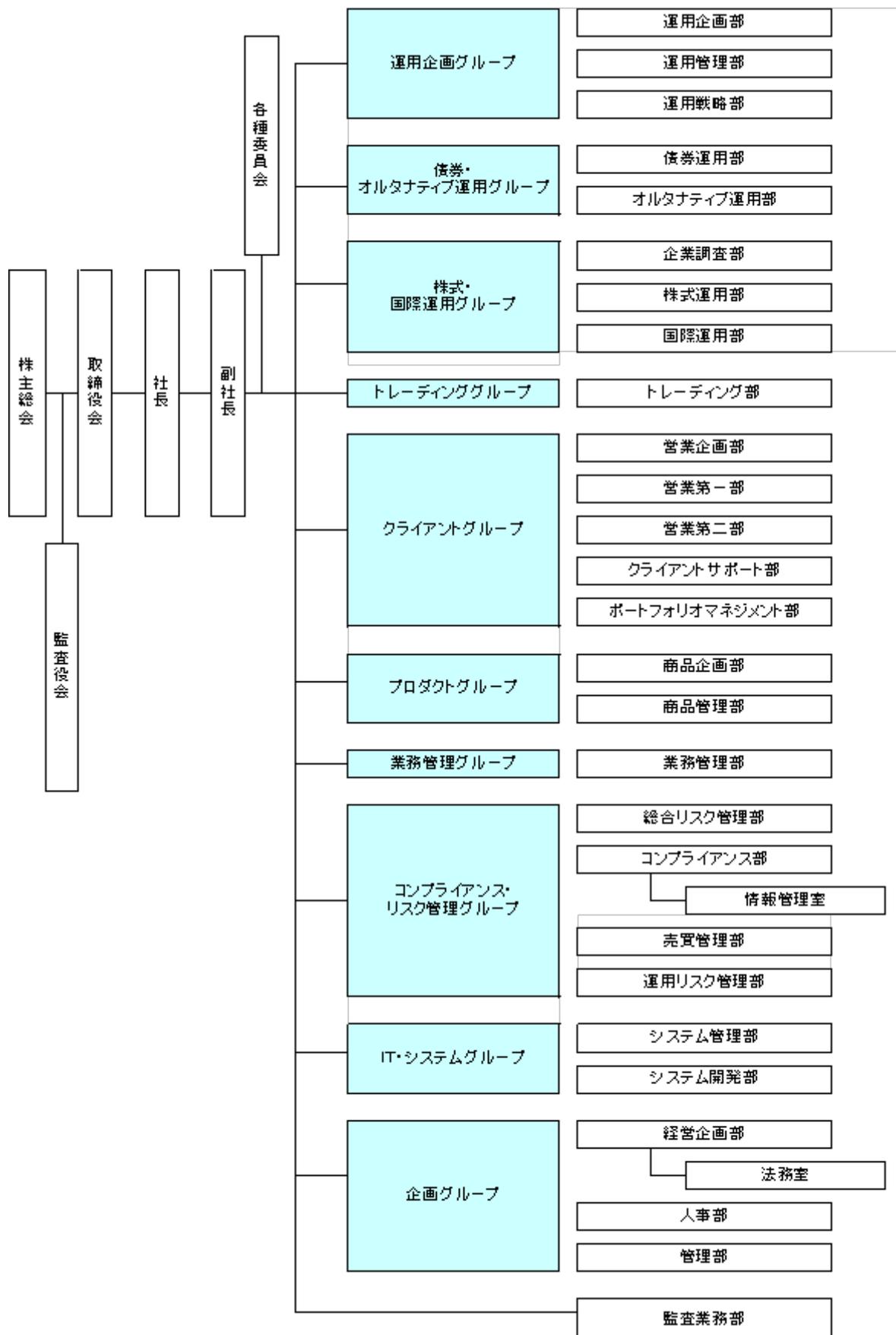
(1) 資本金の額

| | | |
|--------------|-----------|------------|
| 平成24年10月末日現在 | 資本金 | 20億4,560万円 |
| | 発行する株式の総数 | 200万株 |
| | 発行済株式の総数 | 1,052,070株 |

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成24年11月末日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または各運用グループ長が指名する各運用グループの役職員が原則月1回開催

する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成24年10月31日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額(円) |
|----------------|-----|-------------------|
| 追加型公社債投資信託 | 15 | 267,874,430,216 |
| 追加型株式投資信託 | 225 | 1,709,640,255,392 |
| 追加型金銭信託受益権投資信託 | 12 | 13,436,839,814 |
| 単位型株式投資信託 | 22 | 26,908,620,430 |
| 合計 | 274 | 2,017,860,145,852 |

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 17,848,912 | 17,783,929 |
| 有価証券 | - | 21,231 |
| 前払費用 | 91,124 | 83,988 |
| 未収入金 | 51,199 | - |
| 未収委託者報酬 | 1,635,237 | 1,597,501 |
| 未収運用受託報酬 | 526,034 | 585,270 |
| 繰延税金資産 | 263,378 | 179,026 |
| その他流動資産 | 228,835 | 143,681 |
| 貸倒引当金 | 884 | 873 |
| 流動資産合計 | 20,643,837 | 20,393,755 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物(純額) | 207,834 | 186,195 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 115,354 | 109,225 |
| リース資産(純額) | 8,058 | 5,462 |
| 有形固定資産合計 | 331,247 | 300,883 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 12,747 | 12,747 |
| ソフトウェア | 454 | 22 |
| その他無形固定資産 | 260 | 188 |
| 無形固定資産合計 | 13,461 | 12,957 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 4,190,463 | 4,016,768 |
| 長期差入保証金 | 559,445 | 519,439 |
| 会員権 | 19,500 | 19,500 |
| 繰延税金資産 | 207,457 | 171,873 |
| その他 | 140,554 | 206,164 |
| 投資その他の資産合計 | 5,117,421 | 4,933,746 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 固定資産合計 | 5,462,130 | 5,247,586 |
| 資産合計 | 26,105,968 | 25,641,342 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 285,398 | 31,986 |
| リース債務 | 4,084 | 3,228 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 1,207 | 978 |
| 未払償還金 | 32,283 | 29,951 |
| 未払手数料 | 693,495 | 694,169 |
| その他未払金 | 26,013 | 11,378 |
| 未払金合計 | 753,001 | 736,476 |
| 未払費用 | 1,085,250 | 1,035,938 |
| 未払法人税等 | 461,816 | 108,951 |
| 未払消費税等 | 127,164 | 67,343 |
| 賞与引当金 | 362,900 | 368,000 |
| その他流動負債 | 4,510 | 4,950 |
| 流動負債合計 | 3,084,126 | 2,356,876 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 13,548 | 10,319 |
| 長期未払金 | 585 | - |
| 役員退職慰労引当金 | 124,019 | 154,212 |
| 時効後支払損引当金 | 22,848 | 16,105 |
| その他固定負債 | 11,477 | 2,520 |
| 固定負債合計 | 172,478 | 183,157 |
| 負債合計 | 3,256,604 | 2,540,034 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,045,600 | 2,045,600 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 2,266,400 | 2,266,400 |
| その他資本剰余金 | 2,450,074 | 2,450,074 |
| 資本剰余金合計 | 4,716,474 | 4,716,474 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 128,584 | 128,584 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 104,600 | 104,600 |
| 退職慰労積立金 | 100,000 | 100,000 |
| 別途積立金 | 9,800,000 | 9,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | 6,083,517 | 6,365,928 |
| 利益剰余金合計 | 16,216,701 | 16,499,113 |
| 株主資本合計 | 22,978,776 | 23,261,188 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 129,413 | 159,879 |
| 評価・換算差額等合計 | 129,413 | 159,879 |
| 純資産合計 | 22,849,363 | 23,101,308 |
| 負債純資産合計 | 26,105,968 | 25,641,342 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 15,714,059 | 16,509,688 |
| 運用受託報酬 | 2,105,654 | 2,214,102 |
| 営業収益合計 | 17,819,713 | 18,723,790 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 7,221,248 | 7,741,676 |
| 広告宣伝費 | 217,500 | 170,580 |
| 公告費 | 1,613 | 370 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 851,875 | 845,471 |
| 委託調査費 | 3,481,162 | 3,754,952 |
| 図書費 | 7,175 | 7,007 |
| 調査費合計 | 4,340,213 | 4,607,430 |
| 委託計算費 | 189,795 | 194,940 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 57,494 | 51,878 |
| 印刷費 | 197,595 | 167,656 |
| 協会費 | 15,614 | 16,750 |
| 諸会費 | 2,538 | 2,639 |
| その他 | 45,376 | 36,815 |
| 営業雑経費合計 | 318,620 | 275,740 |
| 営業費用合計 | 12,288,994 | 12,990,738 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 140,726 | 141,717 |
| 給料手当 | 2,223,520 | 2,220,149 |
| 賞与 | 330,317 | 326,160 |
| 給料合計 | 2,694,564 | 2,688,027 |
| 交際費 | 275 | 275 |
| 旅費交通費 | 72,288 | 67,641 |
| 租税公課 | 53,128 | 49,669 |
| 不動産賃借料 | 500,251 | 445,713 |
| 退職給付費用 | 185,741 | 167,804 |
| 福利厚生費 | 378,153 | 408,303 |
| 賞与引当金繰入 | 362,900 | 368,000 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 33,409 | 34,592 |
| 固定資産減価償却費 | 76,786 | 69,347 |
| 諸経費 | 348,764 | 303,377 |
| 一般管理費合計 | 4,706,262 | 4,602,752 |
| 営業利益 | 824,456 | 1,130,299 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 1,653 | 1,672 |
| 有価証券利息 | 39 | - |
| 受取利息 | 13,971 | 11,553 |
| 有価証券解約益 | 6,289 | 4,113 |
| 有価証券償還益 | 479 | 2,019 |

| | | |
|---------------------|-----------|-----------|
| 時効到来償還金等 | 18,752 | 2,169 |
| 雑収入 | 61,172 | 10,602 |
| 営業外収益合計 | 102,359 | 32,131 |
| 営業外費用 | | |
| 有価証券解約損 | 5,719 | 15,045 |
| 有価証券償還損 | 8 | - |
| ヘッジ会計に係る損失 | 11,980 | 850 |
| 時効後支払損引当金繰入額 | 8,108 | 19,679 |
| 雑損失 | 18,507 | 15,036 |
| 営業外費用合計 | 44,323 | 50,611 |
| 経常利益 | 882,491 | 1,111,819 |
| 特別利益 | | |
| 受取和解金 | 458,469 | 120,735 |
| 特別利益合計 | 458,469 | 120,735 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 32,118 | 34,011 |
| 投資有価証券売却損 | 32,800 | 47,986 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 13,083 | - |
| 和解費用 | 45,425 | 2,335 |
| 減損損失 | - | 1 11,358 |
| 特別損失合計 | 123,427 | 95,692 |
| 税引前当期純利益 | 1,217,534 | 1,136,863 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 573,776 | 376,959 |
| 法人税等調整額 | 73,074 | 119,789 |
| 法人税等合計 | 500,701 | 496,748 |
| 当期純利益 | 716,832 | 640,114 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) | 当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) |
|----------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | 2,045,600 | 2,045,600 |
| 当期末残高 | 2,045,600 | 2,045,600 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | 2,266,400 | 2,266,400 |
| 当期末残高 | 2,266,400 | 2,266,400 |
| その他資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,450,074 | 2,450,074 |
| 当期末残高 | 2,450,074 | 2,450,074 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 4,716,474 | 4,716,474 |
| 当期末残高 | 4,716,474 | 4,716,474 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | 128,584 | 128,584 |

| | | |
|---------------------|------------|------------|
| 当期末残高 | 128,584 | 128,584 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | | |
| 当期首残高 | 104,600 | 104,600 |
| 当期末残高 | 104,600 | 104,600 |
| 退職慰労積立金 | | |
| 当期首残高 | 100,000 | 100,000 |
| 当期末残高 | 100,000 | 100,000 |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | 9,800,000 | 9,800,000 |
| 当期末残高 | 9,800,000 | 9,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 5,546,588 | 6,083,517 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 179,903 | 357,703 |
| 当期純利益 | 716,832 | 640,114 |
| 当期変動額合計 | 536,928 | 282,411 |
| 当期末残高 | 6,083,517 | 6,365,928 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | 15,679,773 | 16,216,701 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 179,903 | 357,703 |
| 当期純利益 | 716,832 | 640,114 |
| 当期変動額合計 | 536,928 | 282,411 |
| 当期末残高 | 16,216,701 | 16,499,113 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | 22,441,848 | 22,978,776 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 179,903 | 357,703 |
| 当期純利益 | 716,832 | 640,114 |
| 当期変動額合計 | 536,928 | 282,411 |
| 当期末残高 | 22,978,776 | 23,261,188 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | 88,695 | 129,413 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 40,717 | 30,466 |
| 当期変動額合計 | 40,717 | 30,466 |
| 当期末残高 | 129,413 | 159,879 |
| 評価・換算差額等合計 | | |
| 当期首残高 | 88,695 | 129,413 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 40,717 | 30,466 |
| 当期変動額合計 | 40,717 | 30,466 |
| 当期末残高 | 129,413 | 159,879 |
| 純資産合計 | | |
| 当期首残高 | 22,353,152 | 22,849,363 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 179,903 | 357,703 |
| 当期純利益 | 716,832 | 640,114 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 40,717 | 30,466 |

| | | |
|---------|------------|------------|
| 当期変動額合計 | 496,211 | 251,944 |
| 当期末残高 | 22,849,363 | 23,101,308 |

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

(5) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株価指数先物取引

ヘッジ対象...有価証券

(3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成23年3月31日) | | 当事業年度 (平成24年3月31日) | |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 | | 1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 | |
| 建物 | 125,887千円 | 建物 | 147,526千円 |
| 工具、器具及び備品 | 326,576千円 | 工具、器具及び備品 | 349,763千円 |
| リース資産 | 23,644千円 | リース資産 | 26,240千円 |
| ソフトウェア | 15,999千円 | ソフトウェア | 3,885千円 |
| その他無形固定資産 | 585千円 | その他無形固定資産 | 658千円 |

(損益計算書関係)

1 減損損失

(減損損失の金額及び内訳)

| 用途 | 種類 | 金額(千円) |
|------|--------|--------|
| 遊休資産 | 建物及び土地 | 11,358 |

(経緯)

遊休資産について、市場価格が下落したため減損損失を認識いたしました。

(資産のグルーピングの方法)

個別物件ごとにグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法)

減損損失を計上した資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、不動産業者の査定価格に基づき評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 1,052,070 | - | - | 1,052,070 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成22年6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|-------------|--------------|
| 1) 配当金の総額 | 179,903,970円 |
| 2) 1株当たり配当額 | 171円 |
| 3) 基準日 | 平成22年3月31日 |
| 4) 効力発生日 | 平成22年6月16日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|-------------|--------------|
| 1) 配当金の総額 | 357,703,800円 |
| 2) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3) 1株当たり配当額 | 340円 |
| 4) 基準日 | 平成23年3月31日 |
| 5) 効力発生日 | 平成23年6月15日 |

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 1,052,070 | - | - | 1,052,070 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|-------------|--------------|
| 1) 配当金の総額 | 357,703,800円 |
| 2) 1株当たり配当額 | 340円 |
| 3) 基準日 | 平成23年3月31日 |
| 4) 効力発生日 | 平成23年6月15日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

| | |
|-------------|--------------|
| 1) 配当金の総額 | 319,829,280円 |
| 2) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 3) 1株当たり配当額 | 304円 |
| 4) 基準日 | 平成24年3月31日 |
| 5) 効力発生日 | 平成24年6月13日 |

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

前事業年度（平成23年３月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------------------|------------|------------|-----|
| （１）現金及び預金 | 17,848,912 | 17,848,912 | - |
| （２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 3,886,476 | 3,886,476 | - |
| （３）未収委託者報酬 | 1,635,237 | 1,635,237 | - |
| （４）未収運用受託報酬 | 526,034 | 526,034 | - |
| （５）長期差入保証金 | 559,445 | 559,292 | 153 |
| 資産計 | 24,456,107 | 24,455,953 | 153 |
| （１）未払手数料 | 693,495 | 693,495 | - |
| 負債計 | 693,495 | 693,495 | - |
| デリバティブ取引（１） ヘッジ会計が適用されているもの | (5,072) | (5,072) | - |

（１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|------------|------------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 17,783,929 | 17,783,929 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 3,788,236 | 3,788,236 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,597,501 | 1,597,501 | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 585,270 | 585,270 | - |
| (5) 長期差入保証金 | 519,439 | 518,758 | 680 |
| 資産計 | 24,274,376 | 24,273,695 | 680 |
| (1) 未払手数料 | 694,169 | 694,169 | - |
| 負債計 | 694,169 | 694,169 | - |
| デリバティブ取引（1） | | | |
| ヘッジ会計が適用されているもの | 6,810 | 6,810 | - |

（1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

| 区分 | 前事業年度 （平成23年3月31日） | 当事業年度 （平成24年3月31日） |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 303,987 | 249,764 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（2）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 預金 | 17,848,733 | - | - | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち 満期のあるもの | | | | | | |
| 証券投資信託 | - | 80,252 | - | - | - | 914,689 |
| 未収委託者報酬 | 1,635,237 | - | - | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 526,034 | - | - | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 559,355 | 50 | - | - | - | - |
| 合計 | 20,569,361 | 80,302 | - | - | - | 914,689 |

当事業年度(平成24年3月31日)

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 |
|-----------------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 預金 | 17,783,234 | - | - | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | | | |
| その他有価証券のうち 満期のあるもの | | | | | | |
| 証券投資信託 | 21,231 | - | - | 1,036 | - | 987,734 |
| 未収委託者報酬 | 1,597,501 | - | - | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 585,270 | - | - | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 176 | 519,223 | - | - | - | - |
| 合計 | 19,987,413 | 519,223 | - | 1,036 | - | 987,734 |

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(平成23年3月31日)

| 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価(千円) | 差額(千円) |
|--------------------------|------------------|-----------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| 証券投資信託 | 1,594,648 | 1,566,291 | 28,357 |
| 小計 | 1,594,648 | 1,566,291 | 28,357 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | 54,139 | 83,790 | 29,651 |
| 債券 | - | - | - |
| 証券投資信託 | 2,237,688 | 2,454,593 | 216,904 |
| 小計 | 2,291,828 | 2,538,383 | 246,555 |
| 合計 | 3,886,476 | 4,104,674 | 218,197 |

当事業年度(平成24年3月31日)

| 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価(千円) | 差額(千円) |
|-------------------------|------------------|----------|--------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | 5,948 | 5,774 | 173 |
| 債券 | - | - | - |

| | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|---------|
| 証券投資信託 | 88,001 | 84,017 | 3,983 |
| 小計 | 93,950 | 89,792 | 4,157 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | 12,953 | 14,345 | 1,391 |
| 債券 | - | - | - |
| 証券投資信託 | 3,681,332 | 3,932,615 | 251,282 |
| 小計 | 3,694,286 | 3,946,960 | 252,673 |
| 合計 | 3,788,236 | 4,036,753 | 248,516 |

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|--------|---------|-------------|-------------|
| 株式 | 1,857 | - | 382 |
| 債券 | - | - | - |
| 証券投資信託 | - | - | - |
| 合計 | 1,857 | - | 382 |

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|--------|---------|-------------|-------------|
| 株式 | 27,915 | - | 35,755 |
| 債券 | - | - | - |
| 証券投資信託 | - | - | - |
| 合計 | 27,915 | - | 35,755 |

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

| 種類 | 解約・償還額(千円) | 解約・償還益の合計額(千円) | 解約・償還損の合計額(千円) |
|--------|------------|----------------|----------------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | 25,000 | - | 8 |
| 証券投資信託 | 1,370,297 | 6,769 | 5,719 |
| 合計 | 1,395,297 | 6,769 | 5,727 |

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

| 種類 | 解約・償還額(千円) | 解約・償還益の合計額(千円) | 解約・償還損の合計額(千円) |
|--------|------------|----------------|----------------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| 証券投資信託 | 150,608 | 6,133 | 15,045 |
| 合計 | 150,608 | 6,133 | 15,045 |

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

前事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等(千円) | 契約額のうち1年超(千円) | 時価(千円) |
|-------------------|----------|------------------|----------|---------------|--------|
| ヘッジ対象に係る損益を認識する方法 | 株価指数先物取引 | 投資有価証券 投資有価証券 | 74,725 | - | 6,405 |
| | 売建 買建 | | 184,817 | - | 11,477 |
| 合計 | | | 259,542 | - | 5,072 |

(注)時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等(千円) | 契約額のうち1年超(千円) | 時価(千円) |
|-------------------|----------|------------------|----------|---------------|--------|
| ヘッジ対象に係る損益を認識する方法 | 株価指数先物取引 | 投資有価証券 投資有価証券 | 68,110 | - | 2,520 |
| | 売建 買建 | | 248,320 | - | 9,330 |
| 合計 | | | 316,430 | - | 6,810 |

(注)時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

| | 前事業年度 (平成23年3月31日) | 当事業年度 (平成24年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) 退職給付債務(千円) | 634,292 | 721,405 |
| (2) 年金資産(千円) | 768,441 | 918,239 |
| (3) 退職給付引当金(千円) | | |
| (4) 前払年金費用(千円) | 134,149 | 196,834 |

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法(在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法)を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

| | 前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) | 当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日) |
|----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 勤務費用(千円) | 185,741(注1) | 167,804(注2) |
| (2) 退職給付費用(千円) | 185,741 | 167,804 |

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用20,518千円を含めております。

(注2) 確定拠出型制度の退職給付費用21,152千円を含めております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (平成23年 3月31日) | 当事業年度 (平成24年 3月31日) |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 有価証券償却超過額 | 19,964千円 | 29,811千円 |
| ソフトウェア償却超過額 | 109,432千円 | 79,565千円 |
| 賞与引当金損金算入限度超過額 | 147,664千円 | 139,876千円 |
| 社会保険料損金不算入額 | 19,416千円 | 18,674千円 |
| 役員退職慰労引当金 | 50,463千円 | 58,616千円 |
| ゴルフ会員権償却超過額 | 31,121千円 | 27,259千円 |
| 未払事業税 | 39,103千円 | 11,519千円 |
| その他有価証券評価差額金 | 88,784千円 | 88,636千円 |
| その他 | 81,920千円 | 33,770千円 |
| 繰延税金資産小計 | 587,870千円 | 487,731千円 |
| 評価性引当額 | 62,448千円 | 66,679千円 |
| 繰延税金資産合計 | 525,421千円 | 421,051千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | 54,585千円 | 70,151千円 |
| 繰延税金負債合計 | 54,585千円 | 70,151千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 470,836千円 | 350,899千円 |

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成23年 3月31日) | 当事業年度 (平成24年 3月31日) |
|----------------------|------------------------|------------------------|
| 法定実効税率 | | 40.69% |
| (調整) | | |
| 評価性引当額 | | 1.20% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | | 0.17% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | | 0.02% |
| 住民税等均等割 | | 0.33% |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | | 1.30% |
| その他 | | 0.02% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | | 43.69% |

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が27,266千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が14,782千円増加し、その他有価証券評価差額金金額が12,484千円減少しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上

に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)及び当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)及び当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|------------------|---------|------------------|-----------|----------------------------|---------------|-------|--------------|---------|--------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 700,000 百万円 | 銀行業 | なし | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 3,465,863 | 未払手数料 | 331,918 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほインベスターズ証券株式会社 | 東京都中央区 | 80,288 百万円 | 証券業 | 所有 直接0.0% | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 966,028 | 未払手数料 | 77,893 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 247,303 百万円 | 信託 銀行業 | なし | 信託財産の管理 | 委託者報酬 | 10,647,281 | 未収委託者報酬 | 1,414,206 |

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 | 事業の 内容 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|------------------|---------|------------------|-----------|----------------------------|---------------|-------|--------------|---------|--------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 700,000 百万円 | 銀行業 | なし | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 3,827,153 | 未払手数料 | 295,362 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほインベスターズ証券株式会社 | 東京都中央区 | 80,288 百万円 | 証券業 | なし | 投資信託の販売 | 支払手数料 | 887,547 | 未払手数料 | 76,622 |
| 同一の親会社をもつ会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 247,369 百万円 | 信託 銀行業 | なし | 信託財産の管理 | 委託者報酬 | 10,769,414 | 未収委託者報酬 | 1,363,829 |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 21,718.48円 | 1株当たり純資産額 | 21,957.95円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 681.35円 | 1株当たり当期純利益金額 | 608.43円 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎) | | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎) | |
| 損益計算書上の当期純利益 | 716,832千円 | 損益計算書上の当期純利益 | 640,114千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 716,832千円 | 普通株式に係る当期純利益 | 640,114千円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 | | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 | |
| 普通株式の期中平均株式数 | 1,052,070株 | 普通株式の期中平均株式数 | 1,052,070株 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(4) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| 第50期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在) | |
|-------------------------------|------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 18,060,075 |
| 有価証券 | 645,402 |
| 未収委託者報酬 | 1,519,329 |

| | |
|---------------|------------|
| 未収運用受託報酬 | 945,447 |
| 繰延税金資産 | 159,839 |
| その他 | 578,715 |
| 貸倒引当金 | 1,130 |
| 流動資産合計 | 21,907,680 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物（純額） | 177,078 |
| 工具、器具及び備品（純額） | 106,275 |
| リース資産（純額） | 4,703 |
| 有形固定資産合計 | 1 288,056 |
| 無形固定資産 | 12,901 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 2,659,142 |
| 長期差入保証金 | 517,054 |
| 繰延税金資産 | 132,831 |
| その他 | 240,007 |
| 投資その他の資産合計 | 3,549,036 |
| 固定資産合計 | 3,849,994 |
| 資産合計 | 25,757,674 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| リース債務 | 2,959 |
| 未払金 | 701,465 |
| 未払費用 | 982,961 |
| 未払法人税等 | 44,002 |
| 未払消費税等 | 59,859 |
| 賞与引当金 | 339,100 |
| その他 | 434,857 |
| 流動負債合計 | 2,565,205 |
| 固定負債 | |
| リース債務 | 8,824 |
| 役員退職慰労引当金 | 158,291 |
| 時効後支払損引当金 | 16,887 |
| その他 | 630 |
| 固定負債合計 | 184,633 |
| 負債合計 | 2,749,838 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2,045,600 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 2,266,400 |
| その他資本剰余金 | 2,450,074 |
| 資本剰余金合計 | 4,716,474 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 128,584 |
| その他利益剰余金 | |
| 配当準備積立金 | 104,600 |

| | |
|--------------|------------|
| 退職慰労積立金 | 100,000 |
| 別途積立金 | 9,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | 6,214,351 |
| 利益剰余金合計 | 16,347,535 |
| 株主資本合計 | 23,109,610 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 101,774 |
| 評価・換算差額等合計 | 101,774 |
| 純資産合計 | 23,007,836 |
| 負債純資産合計 | 25,757,674 |

(5) 中間損益計算書

(単位：千円)

第50期中間会計期間
(自平成24年4月1日
至平成24年9月30日)

| | |
|--------------|-------------|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 7,832,704 |
| 運用受託報酬 | 1,117,386 |
| 営業収益計 | 8,950,090 |
| 営業費用及び一般管理費 | 1 8,566,443 |
| 営業利益 | 383,646 |
| 営業外収益 | |
| 受取配当金 | 821 |
| 受取利息 | 5,772 |
| 有価証券解約益 | 335 |
| 有価証券償還益 | 464 |
| 時効到来償還金等 | 1,466 |
| その他 | 15,411 |
| 営業外収益計 | 24,271 |
| 営業外費用 | |
| 有価証券解約損 | 3,873 |
| 有価証券償還損 | 156,559 |
| その他 | 3,758 |
| 営業外費用計 | 164,190 |
| 経常利益 | 243,727 |
| 特別損失 | |
| 投資有価証券売却損 | 15,369 |
| 遊休資産売却損 | 3,932 |
| 特別損失計 | 19,301 |
| 税引前中間純利益 | 224,425 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 30,091 |
| 法人税等調整額 | 26,082 |
| 法人税等合計 | 56,173 |
| 中間純利益 | 168,251 |

(6) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第50期中間会計期間
 (自 平成24年 4月 1日
 至 平成24年 9月30日)

| | | |
|-----------|--|------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 当期首残高 | | 2,045,600 |
| 当中間期末残高 | | 2,045,600 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 当期首残高 | | 2,266,400 |
| 当中間期末残高 | | 2,266,400 |
| その他資本剰余金 | | |
| 当期首残高 | | 2,450,074 |
| 当中間期末残高 | | 2,450,074 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | | 4,716,474 |
| 当中間期末残高 | | 4,716,474 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 当期首残高 | | 128,584 |
| 当中間期末残高 | | 128,584 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | | |
| 当期首残高 | | 104,600 |
| 当中間期末残高 | | 104,600 |
| 退職慰労積立金 | | |
| 当期首残高 | | 100,000 |
| 当中間期末残高 | | 100,000 |
| 別途積立金 | | |
| 当期首残高 | | 9,800,000 |
| 当中間期末残高 | | 9,800,000 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | | 6,365,928 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | 319,829 |
| 中間純利益 | | 168,251 |
| 当中間期変動額合計 | | 151,577 |
| 当中間期末残高 | | 6,214,351 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 当期首残高 | | 16,499,113 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | 319,829 |
| 中間純利益 | | 168,251 |
| 当中間期変動額合計 | | 151,577 |
| 当中間期末残高 | | 16,347,535 |
| 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | | 23,261,188 |
| 当中間期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | | 319,829 |
| 中間純利益 | | 168,251 |

| | |
|-----------------------|------------|
| 当中間期変動額合計 | 151,577 |
| 当中間期末残高 | 23,109,610 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 159,879 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 58,105 |
| 当中間期変動額合計 | 58,105 |
| 当中間期末残高 | 101,774 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 159,879 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 58,105 |
| 当中間期変動額合計 | 58,105 |
| 当中間期末残高 | 101,774 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 23,101,308 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 319,829 |
| 中間純利益 | 168,251 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 58,105 |
| 当中間期変動額合計 | 93,472 |
| 当中間期末残高 | 23,007,836 |

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| | 第50期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日) |
|-----------------|---|
| 1 資産の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法を採用しております。</p> |
| 2 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。</p> |
| 3 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| 4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間未要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）</p> <p>(5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> |
|-----------------------|---|

| | |
|-----------------------------|--|
| 5 ヘッジ会計の方法 | <p style="text-align: center;">第50期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)</p> <p>ヘッジ会計の方法 時価ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。</p> |
| 6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |

会計方針の変更

| |
|--|
| <p style="text-align: center;">第50期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)</p> <p>(減価償却方法の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年 4月 1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。</p> |
|--|

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| | |
|------------------|--|
| | <p style="text-align: center;">第50期中間会計期間末 (平成24年 9月30日現在)</p> |
| 1 有形固定資産の減価償却累計額 | 507,189千円 |

(中間損益計算書関係)

| | |
|-----------|---|
| | <p style="text-align: center;">第50期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)</p> |
| 1 減価償却実施額 | <p>有形固定資産 25,094千円 無形固定資産 55千円</p> |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第50期中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(株) | 1,052,070 | - | - | 1,052,070 |

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------|----------|------------|------------|
| 平成24年6月12日 定時株主総会 | 普通株式 | 319,829千円 | 304円 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月13日 |

(リース取引関係)

| 第50期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日) |
|--|
| 1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 |

(金融商品関係)

第50期中間会計期間末(平成24年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)を参照ください。)

(単位：千円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|--------------------------------|------------|------------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 18,060,075 | 18,060,075 | - |
| (2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 3,230,825 | 3,230,825 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 1,519,329 | 1,519,329 | - |
| (4) 未収運用受託報酬 | 945,447 | 945,447 | - |
| (5) 長期差入保証金 | 517,054 | 516,667 | 387 |
| 資産計 | 24,272,732 | 24,272,345 | 387 |
| (1) 未払手数料 | 666,458 | 666,458 | - |
| 負債計 | 666,458 | 666,458 | - |
| デリバティブ取引(1) ヘッジ会計が適用されているもの | 1,722 | 1,722 | - |

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

| 区分 | 中間貸借対照表計上額（千円） |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 73,720 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（2）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第50期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

1 その他有価証券

| 種類 | 中間貸借対照表計上額 （千円） | 取得原価（千円） | 差額（千円） |
|----------------------------|--------------------|-----------|---------|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| 株式 | - | - | - |
| 投資信託 | 120,670 | 119,257 | 1,412 |
| 小計 | 120,670 | 119,257 | 1,412 |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| 株式 | 12,032 | 20,120 | 8,087 |
| 投資信託 | 3,098,122 | 3,249,713 | 151,590 |
| 小計 | 3,110,155 | 3,269,833 | 159,678 |
| 合計 | 3,230,825 | 3,389,090 | 158,265 |

（デリバティブ取引関係）

第50期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものではありません。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 当中間会計期間末（平成24年9月30日） | | |
|-------------------|----------------------|------------------|----------------------|---------------|--------|
| | | | 契約額等（千円） | 契約額のうち1年超（千円） | 時価（千円） |
| ヘッジ対象に係る損益を認識する方法 | 株価指数先物取引 売建 買建 | 投資有価証券 投資有価証券 | 61,530 | - | 630 |
| | | | 237,738 | - | 2,352 |
| 合計 | | | 299,268 | - | 1,722 |

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（資産除去債務関係）

| 第50期中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日） |
|--|
| <p>当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。</p> <p>なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。</p> |

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第50期中間会計期間（自 平成24年4月1日至 平成24年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第50期中間会計期間（自 平成24年4月1日至 平成24年9月30日）

- 1 製品及びサービスごとの情報
当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。
- 2 地域ごとの情報
 - （1）売上高
本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。
 - （2）有形固定資産
有形固定資産はすべて本邦に所在しております。
- 3 主要な顧客ごとの情報
委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。
運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

| 第50期中間会計期間 （平成24年9月30日） | |
|----------------------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 21,869.11円 |

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 第50期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日) | |
|--|-----------|
| 1株当たり中間純利益金額 | 159.92円 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純利益金額(千円) | 168,251 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純利益金額(千円) | 168,251 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,052,070 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第50期中間会計期間末(平成24年9月30日現在)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

| 名称 | | 資本金の額 (百万円) | 事業の内容 |
|----------|-------------|----------------|--|
| (1) 受託会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 247,369 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。 |

| | | | | |
|---------------------------|--------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| (2) 販売会社 | みずほ証券株式会社 | 125,167 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 | |
| | 飯塚中川証券株式会社 | 100 | | |
| | 臼木証券株式会社 | 255 | | |
| | S M B C 日興証券株式会社 | 10,000 | | |
| | S M B C フレンド証券株式会社 | 27,270 | | |
| | 株式会社SBI証券 | 47,937 | | |
| | おきなわ証券株式会社 | 628 | | |
| | 田原証券株式会社 | 100 | | |
| | 大熊本証券株式会社 | 343 | | |
| | 長野証券株式会社 | 600 | | |
| | 西日本シティTT証券株式会社 | 1,575 | | |
| | 日産センチュリー証券株式会社 | 1,500 | | |
| | 野村証券株式会社 | 10,000 | | |
| | ふくおか証券株式会社 | 2,198 | | |
| | マネックス証券株式会社 | 7,425 | | |
| | 八幡証券株式会社 | 1,260 | | |
| | 楽天証券株式会社 | 7,495 | | |
| | 株式会社みずほ銀行 | 700,000 | | 銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。 |
| | 株式会社みずほコーポレート銀行 | 1,404,065 | | |
| | 株式会社池田泉州銀行 | 50,710 | | |
| | 株式会社愛媛銀行 | 19,078 | | |
| | 株式会社関西アーバン銀行 | 47,039 | | |
| | 株式会社きらやか銀行 | 17,700 | | |
| | 株式会社熊本ファミリー銀行 | 33,847 | | |
| | 株式会社京葉銀行 | 49,759 | | |
| | 株式会社西京銀行 | 12,690 | | |
| | 株式会社島根銀行 | 6,636 | | |
| | 株式会社清水銀行 | 8,670 | | |
| | 株式会社ジャパンネット銀行 | 37,250 | | |
| | 株式会社親和銀行 | 36,878 | | |
| | 株式会社第三銀行 | 37,461 | | |
| | 株式会社大東銀行 | 14,706 | | |
| | 株式会社筑波銀行 | 48,868 | | |
| | 株式会社東京スター銀行 | 26,000 | | |
| | 株式会社東邦銀行 | 23,519 | | |
| | 株式会社トマト銀行 | 14,310 | | |
| | 株式会社富山銀行 | 6,730 | | |
| | 株式会社名古屋銀行 | 25,090 | | |
| | 株式会社西日本シティ銀行 | 85,745 | | |
| | 株式会社福邦銀行 | 7,300 | | |
| | 株式会社北越銀行 | 24,538 | | |
| | 株式会社北陸銀行 | 140,409 | | |
| 株式会社北海道銀行 | 93,524 | | | |
| 株式会社宮崎太陽銀行 | 12,252 | | | |
| 株式会社損害保険ジャパン ¹ | 70,000 | 保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、損害保険業を営んでいます。 | | |
| 第一勧業信用組合 ² | 11,665 | 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。 | | |

（注）資本金の額について・・・平成24年3月末現在

- 1 株式会社損害保険ジャパンは、新規の受益権のお申込みの取扱いは行いません。
- 2 第一勧業信用組合の資本金の額の箇所には、出資の額を記載しております。

2 【関係業務の概要】

（1）受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

（2）販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成25年1月24日現在、該当事項はありません。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。
- (2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」ならびに当ファンドのベンチマークの推移について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6) 当ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用する場合があります。また、販売用資料等において、当ファンドの運用実績と当ファンドのベンチマークの推移を表示する場合があります。
- (7) 交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号」であること。
 - ・投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。
 - ・ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。

- ・ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
- ・ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月30日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 市瀬 俊司 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 福村 寛 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM株式インデックスファンド225の平成23年10月25日から平成24年10月24日までの第27期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM株式インデックスファンド225の平成24年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月12日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|----------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 江見 睦生 印 |
| 業務執行社員 | | |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 福村 寛 印 |
| 業務執行社員 | | |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）△](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|----------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 江見 睦生 印 |
| 業務執行社員 | | |
| 指定有限責任社員 | 公認会計士 | 福村 寛 印 |
| 業務執行社員 | | |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はな

い。

以 上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。